

むつ市議会第219回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成26年3月7日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）9番 東 健 而 議員

（2）10番 石 田 勝 弘 議員

（3）22番 鎌 田 ちよ子 議員

（4）12番 斉 藤 孝 昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管 理 者	遠	藤	雪	夫
代 表 員 監 査 委 員	阿	部		昇	選 挙 管 理 会 長 委 員	畑	中	政	勝
農 業 会 員 委 員 長	立	花	順	一	総 務 政 策 長 部	伊	藤	道	郎
財 務 部 長	石	野		了	民 生 部 長	松	尾	秀	一
保 健 福 祉 部 部 長	花	山	俊	春	経 済 部 長	澤	谷	松	夫
建 設 部 長	鏡	谷		晃	川 内 庁 舎 長 所	松	本	大	志
大 畑 庁 舎 長 所	畑	中	恒	治	協 野 野 舎 所 長 庁 野 民 福 祉 長 市 課	猪	口	和	則
会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿	内		徹	選 挙 管 理 会 長 委 員 局	氣	田	憲	彦

監事	委員	局長	星	久	南	業会長	山	口	勝	美
査務	局長	部長	奥	川	清次郎	業長道長	齊	藤	鐘	司
教育	策進	務部策監	高	橋	聖	部策監	柳	谷	孝	志
總政推	社進	健部策監	古	川	俊	健部事庭長	掛	端	正	広
保福推	社進	健部事庭長	井	田	敦	部策監	浜	田	一	之
保福副介課	社理福	育会局策監	小	鳥	孝	育会局事育長	室	館	幸	一
教委事推	員務進	育会局事民長	増	田	健	務部長	川	西	伸	二
教委事副中館	員務理公	務部整長	光	野	義	務部策長	村	田		尚
總政企課	策調	務部災課幹	須	藤	勝	務部携長	工	藤	和	彦
總政防政総	策主		氏	家	剛	健部害長	鍋	谷	久美子	
財財	務課	部長	赤	田	貴	部光長	金	澤	寿々子	
保福健康課	社推	健部進長	松	宮	康	務部課幹	中	村	智	郎
教委事総	員務課	育会局長								

務部画課幹
策 整
員 務
育 主
導
主
務部画課幹
育会局校課事
員 務
育 主
導
主
務部画課幹
育会局校課事
員 務
育 主
導
主

一 洋 藤 齊
秀 部 服

育会局校課事
員 務
育 主
導
主
務部画課查
策 務
主
務部画課查
策 務
主
務部画課查
策 務
主

山 本 明 美
栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
主 幹
主 査

柳 田 諭
佐 藤 孝 悦
村 口 一 也

次 長
主 任 主 査
主 事

濱 田 賢 一
小 林 睦 子
山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、石田勝弘議員、鎌田ちよ子議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） まず、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） おはようございます。市誠クラブ、川内の東健而であります。むつ市議会第219回定例会を迎え、通告どおり一般質問を行います。

その前に、きのう私の事務所の近くで火災がありました。痛ましいことに1人の男の人が亡くなりました。市長は、きのうのうちに早速罹災者の

方々にお見舞いに来ていただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、時間がありませんので、質問に移ります。今回は、北海道新幹線と広域観光についての質問であります。項目が多いので、適宜妥当なご答弁をお願いしておきたいと思っております。

まず1項目め、北海道新幹線開業についてであります。その1点目、新幹線の新函館（仮称）延伸について伺います。平成28年春の新幹線の函館延伸が決まり、現在津軽半島では奥津軽駅が、また新函館と道南の木古内駅も同様に急ピッチに完成を急いでいます。北海道との相互交流が進むことで津軽半島の活性化が期待され、これから観光振興対策の構想をどのように練っていくかも課題になっていきます。

さて、今から3年前、2010年12月4日、東北新幹線が八戸から新青森駅につながりました。そのとき野辺地に新幹線がとまれば大湊線も高規格電車で昇格し、下北半島への恩恵ははかり知れないものがあつたと思っておりましたが、なぜか下北半島だけが敬遠されてしまい、国策に直結する下北半島の政治力の脆弱さを感じないわけにはいきません。このまま他人行儀でこれから始まろうとしている世紀の出来事を指をくわえて見過ごしているのかどうか、下北半島の中心都市である立場から、北海道新幹線の新函館駅への延伸を市長はどのように考えているのか伺います。

2点目、奥津軽駅へのアクセスについてであります。奥津軽駅と木古内駅の建設は、新幹線が新青森駅から新函館駅までノンストップで走り抜けるのにブレーキをかけた駅であると感じています。どのような政治力が働いたのか。並大抵のことではできないことではありますが、これこそ国民目線に沿った政治力ではないでしょうか。人口の東京への一極集中により地方が衰退する中で、奥津軽への期待は地方独自の対策を考える機会を与

えてくれました。これは、まさしく画期的であり、非常にありがたいことでもあります。これが津軽半島のみならず、下北半島の人口減少にも歯どめがかかることを期待したいと思いますが、本市にはこれを利用するよい手だてはないものかどうか、対応についてお示しいただきたいと思います。

さて、新幹線へのアクセスですが、本市の脇野沢から外ヶ浜町の旧蟹田町へ渡り、奥津軽駅を利用すれば下北半島縦貫道路の完成を待たず、野辺地を經由し、青森に出るよりも非常に時間短縮になるのではないかと思います。反対に津軽半島から下北半島を訪れ、野辺地、青森、八戸へ抜けることも頻繁になると考えます。ただ、海路が含まれ、天候に左右されるという難点もありますが、これを克服すれば利用客も相当数ふえるのではないのでしょうか。本県の新幹線の乗車駅は、八戸駅、七戸十和田駅、新青森駅だけではなく、下北半島からの奥津軽駅利用について、このアクセスと利便性向上をどのように考えるか。

3点目でございます。国策から疎外された半島の将来についてであります。三全総や四全総で太平洋ベルト地帯に位置づけられながら、下北半島は半島出身の政治家がいないため、苦しみを共有してもらえず、そのため会議のテーブルにも上らず、今まで下北半島の開発にまつわる総合計画全てが総崩れで見る影もありません。このコンセプトは、人口の東京一極集中からの回避と多極分散型国土の形成を目指したのもありましたが、結局下北半島だけが取り残され、半島のための対策は死滅してしまい、この国策に疑問を感じないわけにはいきません。現在全総は、21世紀のランドデザインと名前が変わっていますが、国会での論戦を聞いていると、国会議員の多くは少子高齢化、人口減少社会などを枕言葉にして、それに酔いどれているように見えます。我が国の将来のあり方を議論するわけでもなく、目の前のことのみ

論じているように見える国会の論戦に腹立たしい思いを感じているのは私だけではないと思います。また、未曾有の原発事故への対応のおくれも指摘されてから一向に改善する兆しが見えませんが、現在の課題をなぜ早急に打開するような対策を打てないのでしょうか。今一党強大な大政翼賛化した国会を見ていると、我が国の先行きが不安になって仕方ありません。

さて、本市に目を移すと、本市の旧川内町ではことしの保育児童の入所者が少ないという懸念が高まっています。若者もどんどん減少しているため、この不安は今本市全体に広がっています。半島全体と本市の将来が心配ですが、市長はこのことをどのように考えているのでしょうか。

4点目、津軽海峡軸構想についてであります。2001年、木村守男知事の時、私は県政モニターとして下北半島の大間崎から函館の汐首岬、また脇野沢から平館への架橋を津軽海峡軸構想として知事に提言したことがありました。その必要性を考えたのは、新幹線を利用するとすれば乗車駅まで行かなければならず、時間の制約があり、自由に自分の思うところへ行けない不便さがあります。それに引きかえ架橋だと通行は自由で、いついかなるときでも思うところへ行けるというメリットがあります。また、車が行き来すれば流通も加速度的に向上します。

しかし、この時点では国では海底トンネルを、津軽と下北のどちらを選ぶかという段階でした。私は、トンネルでもいいと期待しましたが、しかし間もなく津軽方面に決まりました。このときの首相は中曽根康弘氏でしたが、これを踏まえて国では昭和36年にトンネル工事に着手しました。旧むつ市や川内から、このトンネル工事に参加した人も相当数あったと記憶しております。

開通は1988年、昭和63年3月13日ですので、27年の歳月を費やしたことになります。それからしば

らくしてローカル列車が運行し、海底駅ができ、津軽海峡線を実感しましたが、新幹線開業を控え、それは2013年に廃止となりました。その間、2011年3月5日には東北新幹線E5系「はやぶさ」がデビューしたことがまだ記憶に新しいことであります。海底トンネル完成からことしで26年、ようやく北海道新幹線が海を渡ることになり、開業の節目を迎えようとしています。現段階では、奥津軽駅周辺の自治体では、今後どのくらいの観光客が見込めるのか、まだ未知数のようであります。

さて、下北半島の将来についてであります。架橋の構想はまだ生きていて、関係者によって研究されている段階であると聞いています。実現に向けたハードルは決して低くはありません。しかし、この構想の実現に向けた期待は非常に高いようであります。仮に平館海峡だけでもできれば飛躍的に両半島の、いや津軽と南部の経済、教育、文化の交流が活発になっていくと思います。挫折した感のある津軽海峡軸構想について、これは国策であり、市長だけでは対応できない問題であります。架橋については北方領土とつながる架橋の構想も出てきています。大陸の氷河が解け、将来はヨーロッパ大陸やシベリア大陸への架橋の構想も考えられるようになってきました。改めて市長の所見をお伺いいたします。

次に、2項目めであります広域観光への対応についてであります。1点目、下北半島の閉塞感をどのように捉えているかということですが、半島の住民は、行きどまり感と閉塞感を感じていて、どうして長い間このことの議論がないのか疑問を感じています。下北半島の閉塞感に市長はどのように考えているか。

2点目、広域観光を最大限活用する対策についてであります。新幹線が開業すれば、トンネルと海を利用した広域的な観光が始まります。青函のさまざまな交流の輪が広がり、津軽半島の奥津軽

駅周辺初め津軽全体の観光地としての役割が一層活性化していくのではないのでしょうか。また、交流の輪が下北半島にも影響し、波及効果を及ぼしてくると思いますが、本市はこれに便乗し、貪欲に誘客を目指すべきだと思います。

過日、大間一函館間を「大函丸」が就航しているので、函館に来た台湾からの観光客を大間へ誘導するという新聞記事がありました。取り組み次第では、日本中、また世界中の観光客を呼び込むことができると考えています。そこで、青、函と津軽、下北両半島との交流促進について、市長はどのように考えるかお伺いいたします。

3点目、外ヶ浜町への海上交通の強化策についてであります。現在脇野沢と外ヶ浜がフェリーでつながっています。平館海峡は1年を通して荒れ模様のときが多いので、欠航が多いように感じます。乗客を運ぶのに少しでも早くする工夫も必要だと思います。一案であります。水中翼船やホバークラフトなど高速船の導入や高速双胴船の運航も課題としてはいかがでしょうか。

青函連絡船が廃止された後、「ナッチャンworld」が運航していました。少なくともあのような高速船を利用することができないものなのでしょうか。今後の外ヶ浜町へのフェリー航路の運航について所見を求めます。

4点目、道南の松前町との交流についてであります。道南との交流が脚光を浴びていますが、少し過去の引用を持ち出すことをご容赦いただきたいと思います。

明治2年の戊辰戦争のときの政府軍と幕府軍の最後の戦いが道南の函館の五稜郭で行われたことは歴史が示すとおりですが、それ以前に幕府軍は北海道へ渡りました。そのとき道南の松前藩を味方につける必要があり、幕府軍は松前藩と交渉しましたが、藩では協力することにためらいがありました。方々から将兵を募り、青森に渡海の基地

をつくっていた政府軍に勢いがあり、また弘前藩から謀略の手が伸びていました。結果、頑として味方になるのを拒んだため、幕府軍は政府軍との戦いになったときに、背後から襲われるのをおそれて松前城を攻撃し、炎上させました。そのときまで松前城はあったわけですが、この戦いで燃えてしまい、藩主と近習たち七十数名は酒だるをくりつけた船で津軽海峡を横断し、三厩にたどり着いたときには沈没寸前で、一行は寒さに震えながら上陸しました。このことは、「八重の桜」の会津藩の滅亡後、藩主たちが本市へ移住してきたとき、一つの例として取り上げていただいたとおりであります。

また、本市では1457年、中世の時代に川内町の蛸崎で南部氏との戦いに負け、城主は蛸崎から松前へ逃亡したことも蛸崎城の発掘調査の質問で発言したとおりであります。また、時が過ぎ、昭和9年4月25日には、明治維新の廃藩置県で男爵の位をいただいた松前安広公が北海道から先祖のいた蛸崎の地を訪問しています。先祖の出生の地に相当な思い入れがあったことと思います。そのときの男爵の写真が残っており、当時男爵を迎えた蛸崎村の様子を村人が写真に書き残してくれました。布施俊蔵さんのお父さんの健一さんでございます。村人は、毎戸に旗を振って、八幡宮と姫小杉の跡に杉の植樹をしたことが書かれています。このときには、蛸崎城は今の七面山の上だと思ひ込んでいたようであります。しかし、長い間書物を調べ現地を探索して、七面山は望楼という見張り場であることがわかりました。あとは、平成17年の晩秋に、ようやく宿願の蛸崎城本体を発見し、今まで蛸崎城について質問をしてきたとおりであります。また、むつ市にも、自衛官になり、松前から来て地元の女の人と結婚し、大湊で暮らしている人が何人かおります。その人たちは、松前藩の家来の子孫だと話しています。蛸崎城には、相

当関心があるようであります。

この歴史的な城跡をめぐるながら、戦いに敗れ逃亡した蛸崎城主に思いをはせるのも観光交流につながると思います。道南の松前町との交流について本市の対応はいかにするべきか、市長のお考えをお伺いいたします。

5点目、広域的な観光遊覧船の運航についてであります。これからの観光の展望について提言いたします。津軽海峡や竜飛湾岸周辺に観光遊覧船を運航する対策もこれからの観光には欠かせないものと思います。本市にも海峡沿いに大畑港や関根浜港がありますが、これを活用し、そこから上陸していただくということもありません。県や津軽半島の自治体とタイアップした広域的な遊覧船の就航についてどのように考えるか伺います。

6点目、下北半島と津軽半島の交流強化についてであります。津軽半島観光アテンダント協議会が津軽鉄道、五能線を利用するために、2月3日の記事には、「新年度、これまでの任意団体から特定非営利活動法人に移行、新たなスタートを切る」ということですが、さて一方の本市を含む下北半島は、大間から函館まで高速フェリーが出ていますが、北海道との交流については函館が間近にありながら、津軽海峡に遮られ、親密な交流が少ないのが現状であります。いろいろと政治的な立場があると思いますが、これから海とトンネルで本格的に北海道と本州の津軽半島とつながります。この機会を逃してはならないと考えますが、身近な隣の津軽半島との交流強化についての本市の対応について伺います。

3項目めであります、本市の取り組むべき課題について。1点目、脇野沢を窓口で観光客の受け入れを強化する考えはということですが、開業後には奥津軽駅をおりて外ヶ浜から下北半島へ観光客が参ります。この人たちを半島全体に誘導するためには、脇野沢は本市の西の玄関口であ

ります。それを見越して観光案内所をつくったり、誘導方法を検討したりすることも必要であります。脇野沢への拠点整備や受け入れ態勢の強化策を伺います。

さらに、下北半島から奥津軽駅を利用するには、1つ目に、脇野沢からフェリーで津軽半島へ渡るコースと、野辺地を周り青森に出て国道280号を北上し、旧蟹田町まで行き奥津軽駅まで行く2つのルートが考えられます。このままでは不便の上ないと思いますが、客足を下北へ誘導するためには前段で述べた海路通行の強化や野辺地からの国道の拡幅を進め、通行をスムーズにしなければならぬと考えます。それよりも何回も陳情を繰り返しながら何年も待たされてきた下北半島の道路の重点要望が一向に先に進まないのはなぜでしょうか。県では、道南からの高校生の受け入れ、またサイクリングコースをふやす取り組み、加えて北海道へ訪れている台湾からの観光客を下北半島へ誘導する構想も考えているようであります。下北半島の政治力が不足で機能しないためでしょうか。また、魅力不足と観光資源が少ないためと思わざるを得ません。

そこで、本市の歴史や文化、壮大な大自然の魅力、温泉地めぐりなど関連する観光資源をピックアップし、今その売り込みを図る努力を惜しんではならないと考えます。江東区でのイベントも必要ですが、まず本市の受け入れ態勢をしっかり固めるべきであります。

今本市の観光地では、外からの観光客の入り込み数が少なく、閑古鳥が鳴いています。観光客を呼び込むには、ニーズに合わせた資源をふやすことも重要であります。どのような対策が必要と考えるか、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目、新幹線開業に合わせた本市のビジョンの策定についてであります。下北半島は、いつも見放され、中央から阻害されているような感じで

すが、2年後に新幹線が開業する今回も、新幹線もない、橋やトンネルもない、大湊線も風に弱いことはご承知のとおりであります。下北半島縦貫道路の完成も、まだ何年先になるか、全く見通しがつきません。何をやっても思いどおりにいかないのが下北半島の宿命ですが、新幹線開業のエネルギーをこの下北半島に取り込む対策を考えていただきたい。これに乗りおくれなくようにするべきと思いますが、本市の対応について伺います。

3点目、下北半島の循環型道路の整備促進についてであります。半島の観光地が自治体の独自性に委ねられて分散化しています。観光を宣伝する冊子も複雑で、親切さがありません。また、統一した観光ルートの説明もありませんが、まずどこからでも観光地へ行けるような便利さを追求した道路網の構築が必要と考えます。下北半島全体の循環型道路網の整備促進についてどのように考えるか。

4点目、外ヶ浜町との避難協定締結と観光の連携についてであります。連携方法はいろいろと考えられますが、この機会に観光振興ばかりではなく、災害を回避するための下北半島住民の避難路を確保することも重要な要素になってくると思います。コップの中の殿様的な目先のことのみで満足しているようなひとりよがりな考え方や環境から脱却しなければなりません。旧脇野沢では、合併前、対岸の旧平館村や旧蟹田町と交流していたと聞いています。旧脇野沢時代の交流会を復活して、閉鎖的な対岸とのコミュニケーションを図ることは、今までの環境を一步飛び出る重要な観光開発の要素になると思います。合併で規模が大きくなりましたが、海で遮断された外ヶ浜町との連携をどのように構築していくか。特に観光連携と避難の連携を市長はどのように考えるか伺います。

最後になりました、5点目です。「むつ市のう

まいは日本一！」のキャッチフレーズと外国語併記についてであります。キャッチフレーズには、異存はありませんが、最近昨年の「八重の桜」の影響か、観光客が少しずつふえているようで、時折むつ市のうまいものはどこへ行けば食べられるのかという問い合わせや電話が来るようになっていきます。なぜ私のところに電話がかかってくるのかわかりませんが、返答に困ることがあります。これらのうまいものや観光地、会津藩士の歴史がどこへ行けばわかるのか、その対応について、商工会議所ではいろいろ知恵を絞っているようですが、旧町村部の住民には全く浸透していません。市長の意気込みはわかりますが、名前ばかりが先行し、ひとりよがりな感じがします。これでは観光客が来ても混迷するばかりだと思えます。うまいものとは何か、どこへ行けば食べられるのか、宣伝にももっと集約した取り組みと親切さが欲しいところですが、今後のPR体制についてどのように考えるか。また、冊子への外国語の併記も必要であります。英語、台湾を含む中国語、韓国語の併記についてどのように考えるか、市長の考えをお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、北海道新幹線開業と広域観光についてのご質問の1点目、北海道新幹線開業についてであります。昭和39年10月に東京駅から新大阪駅を結ぶ日本初の高速鉄道である東海道新幹線が開通いたしました。それから38年もの年月を経て、平成14年12月に東北新幹線が八戸駅まで開通し、待ちに待った新青森駅までの全線開通は、その後約10年を要することとなりました。

東北新幹線の全線開業に向けては、観光客誘客

を図るため、下北地域の市町村と横浜町等で組織し、私が会長を務めます下北観光協議会で着地型旅行商品の造成など新たな取り組みを行ってまいりましたが、平成28年春に予定されている北海道新幹線の（仮称）新函館駅までの延伸は、旅行者にとってよい影響をもたらす、新たな誘客につながるものと期待しているところであります。

議員ご発言の（仮称）奥津軽駅へのアクセスであります。海路を利用して下北半島への誘客を図るルートとして有効な交通手段となるものであり、前々からそのPRに努めてきたところであります。

むつ湾フェリー株式会社の「かもしか」が蟹田一脇野沢間を運航しておりますが、気象条件に左右されることはいたし方ないと考えておりますものの、観光シーズンには団体バスが乗船する割合が多いと伺っております。また、利便性向上となりますと、（仮称）奥津軽駅からフェリー乗り場までの交通アクセスの整備等が考えられるわけですが、新幹線利用者が海路を利用し、下北半島を訪れるためには、同フェリーのほかにも「ポーラスター」による青森一脇野沢ルートや、「大函丸」による函館一大間ルートもありますことから、今後も運航各社と連携しながら、誘客に向けPRに努めてまいります。

次に、人口減少の著しい半島地域及び本市の将来についてであります。昨年3月に公表された将来推計人口によりますと、平成52年、これから四半世紀後においては、本市の人口は4万1,000人余りで、平成22年と比較して2万人余り、三十数%の減少となっており、下北地域の4町村でも35%から48%程度の減少となっております。なかなか想像しがたい数字であります。このことは消費や生産力の低下による経済の縮小はもとより、地域コミュニティの維持や文化、伝統の継承、災害対応等に至るまで多くの課題をもたらすもの

であります。この人口減少の流れをいかに緩やかにするかということが大事であり、そのための大きな要素が生産年齢人口の流出を抑制することにあるわけですが、とりわけこの地域の持つ豊かな自然、資源を生かした6次産業化などによる農林水産業の振興、各地区の特色を生かした多様な産業の育成、企業誘致等々による雇用の場の確保というものが大きいものと考えております。

そして、議員ご発言の観光振興によっても交流人口の拡大による地域の活性化につながっていくものであり、観光地域づくりプラットフォームの立ち上げやジオパーク構想との連携などにより、この地域のにぎわいを創出していきたくと考えているところであります。

次に、津軽海峡軸構想についてであります。津軽海峡大橋、下北津軽半島大橋の実現により津軽海峡を軸に北海道と東北が一体となった新たな経済圏を目指すとする津軽海峡軸構想は、平成10年3月に閣議決定された21世紀の国土のグランドデザインに位置づけられましたが、本市においては青森県のリードにより設置した下北半島、津軽半島の各市町村から成る津軽海峡軸構想推進市町村協議会の事務局を務め、精力的な要望活動等を行ってまいりました。しかしながら、その後の経済不況等による公共事業の削減や見直し論が渦巻く中、社会的容認を得がたい状況に陥るとともに、この運動を推進してきた青森県が方針転換を行い、構想から撤退したこともあり、平成18年に協議会の活動を停止したものであります。橋の建設には数兆円を要するという壮大な事業であり、国家プロジェクトとしての取り組みがなければ到底実現は望めないものであり、現状において動き出す状況にはないものと考えております。

一方、津軽海峡大橋のような超長大橋の建設に夢を持って取り組んでいる技術研究者もおりますので、将来再び津軽海峡軸構想について情熱を持

って議論するときが来ることを期待したいと思っております。

ご質問の2点目、広域観光への対応についての下北半島の閉塞感をどのように捉えているかについては、議員ご発言の「閉塞感」という言葉にはさまざまな捉え方があるとは思いますが、その言葉が意味する先行き、将来的な見通しが無いというような思いはいたしておりません。私は、「希望のまち・むつ市」の実現に向け、基本理念の柱の一つである「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」を目指し、道の駅整備や地産地消から地産他消へとシフトチェンジした「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト、また北の防人大湊地区整備事業で建設中であります観光交流センターや観光機能も兼ね備えた大畑町魚市場の整備、そして先ほども申しあげました観光地域づくりプラットフォームに係る取り組みなど、将来を見据え、積極的な施策を展開しているところであります。

次に、広域観光を最大限に活用する対策についてであります。ご質問の要旨⑥、下北半島と津軽半島の交流強化についてと関連がありますので、一括してお答えいたします。

市では、豊富な自然や温泉、食など、既存の観光コンテンツのブラッシュアップを図りつつ、広域的な観光ルートの構築を行っており、首都圏や中京地区の旅行代理店へ働きかけ、津軽半島との二大半島めぐりや青森県男鹿半島を含んだ三大半島めぐりなどのツアー商品の造成に一定の成果を得ております。さらには、道南を含んだ周遊ルートの確立を目指し、市の観光遊覧船「夢の平成号」の活用や、平成27年に開湯400年を迎える薬研温泉郷のPRに努めているほか、道南地域及び陸奥湾沿岸地域の19市町村で構成される津軽海峡・陸奥湾広域連携会議に参加し、各地域の相互理解を深めながら、モデルコースの提案や観光誘客に係

る諸施策を協議推進していくこととしております。

また、下北全域での取り組みとしては、下北観光協議会で「ぐるりんしもきた観光ルートバス」の運行や着地型旅行商品の造成を行い、特色ある観光コンテンツの構築を行うことによって下北の魅力向上を図り、広域観光に資するための方策を立てているほか、今年度は「大函丸」を利用した北海道からの誘客も見据え、北海道新聞社とタイアップし、道内紙に下北半島の新聞広告を掲載したほか、札幌市においてぐるりんしもきた展を開催し、PRに努めてきたところであります。

次に、外ヶ浜町への海上交通、つまりフェリー航路の強化についてであります。脇野沢―蟹田間を結ぶむつ湾フェリー株式会社の「かもしか」は、昨年4月21日から11月5日までの期間限定で1日2往復の運航を行っており、途中8月の繁忙期は3往復としているものであります。

平成25年の運航実績につきましては、担当から答えさせますが、これを見ますと、欠航が多いという感は余りなく、車両スペースにも余裕があるのではないかと考えております。

また、バスによる団体客が多いときなどは、積み込めない車両が出る場合があるということは伺っておりますが、北海道新幹線開業によりフェリーの需要がどのくらいふえるかは把握しかねるところであります。

なお、フェリーの高速化、大型化等については、事業者であるむつ湾フェリー株式会社が判断するものであります。その場合には停泊場所の変更や新たな埠頭の建設なども視野に入れた検討が事業者側において必要になってくるものと思われま

す。次に、道南の松前町との交流についてありますが、松前町のみならず、津軽海峡を隔てた道南の沿岸地域とは、歴史、産業、または人的にも深

いかかわりがあると認識しております。議員ご発言の歴史的背景は貴重なご意見として承り、どのような形で観光交流に反映できるのか研究を深めてまいります。

次に、広域的な観光遊覧船の運航についてであります。一般的な遊覧船の乗船時間は、長くても1時間程度とされており、広域的な運航となりますと相当な時間を要することとなり、旅行商品ツアープログラムとしては適さないものと推察されます。

また、大畑及び関根浜はいずれも外海に面した港であり、これに対応する新たな船舶の建造や埠頭の整備、就航率等を勘案いたしましても、実現は困難であると考えます。

ご質問の3点目、当市の取り組むべき課題についてであります。まず脇野沢を窓口にした観光客の受け入れの強化については、議員ご発言のとおり、脇野沢は当市の海の玄関口として重要な拠点であり、津軽地域からの観光ルート構築のうえでも大きな役割を担うものと考えております。しかしながら、現在の逼迫した財政状況を鑑みますと、新たに施設を建設することは厳しいと言わざるを得ない状況にあることから、フェリー埠頭の前にありますマリンハウス脇野沢や道の駅わきのさわ、リフレッシュセンター鱈の里等既存の施設設備の利活用の拡充を図りながら、観光案内板の整備など受け入れ態勢の強化を検討してまいりたいと考えております。

当市の観光資源としては、議員ご承知のとおり、他の観光地に引けをとらない歴史、自然、温泉等を数多く有しております。昨年、一昨年と開催された下北半島ロングライドは、参加者から好評を博したとも伺っております。新しい観光資源も必要とは思いますが、今ある資源もやり方次第で十分に輝きを放てるものであります。「夢の平成号」から見る鯛島や焼山などの景観は大きなセールス

ポイントであり、積極的なPRを行うことで誘客増が期待できるほか、今年度は試みとして「夢の平成号」でのむつ市花火大会及び青森ねぶた海上運航、花火大会の観覧運航も行っております。また、下北地域県民局では、昨年度から下北「海の道」魅力発信事業として、海上交通の利活用の促進を図る事業を展開する予定と伺っておりますので、市といたしましても、航路の活性化はもとより、魅力的な海上交通の拠点としてのあり方を県と連携しつつ、自慢の観光資源にさらに磨きをかけてまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線開業に合わせた当市のビジョンについてですが、確かに北海道新幹線開業により当市に直接かかわるインフラが整備されるわけではありませんが、ただただ手をこまねいているわけでもありません。先ほどもご答弁いたしましたとおり、今後も関係自治体及び関係各社と連携し、青森一蟹田及び函館から海路を利用し、むつ下北への誘客促進に努めてまいります。

次に、下北半島内の循環道路についてですが、私が会長を務めます下北総合開発期成同盟会では、下北地域の総合的基盤整備として、半島を一周する形となる国道279号及び国道338号のほか、両国道につながり、半島内陸部へ入る主要地方道及び一般県道についても危険箇所の排除やよりスムーズな通行が可能となるよう青森県に対し強く要望してきたところであり、冬期間の閉鎖区間である主要地方道川内佐井線では、現在通年通行を確保するための工事が進められているとともに、一般県道である葉研佐井線でも待避所やガードレールなどの交通安全施設の整備に加え、現在は道路改良等の整備が進められております。同盟会としての要望は、避難道路や生活道路として半島地域においては必要不可欠であるとの視点からのものでありますが、観光振興という面においても道路整備は大きな要素となります。

今後におきましても、下北半島地域の住民にとって重要である国道、県道整備について同盟会構成自治体とともに働きかけを強めてまいる所存であります。

次に、外ヶ浜町との災害時応援協定の締結につきましては、さきの定例会でもお答えしておりますが、大規模災害時の広域避難などの応援協定につきましては、被災者の一部収容のための施設の提供などについて、平成18年9月に青森県内全市町村で大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定を締結しているところであります。

また、東通原子力発電所の事故を想定した広域避難先は、放射線量及び津波の影響や避難所の収容人員等を考慮し、広域避難に係る県と市町村等の協議の中で当市と東通村については避難先は青森市と定められております。なお、観光面につきましては、外ヶ浜町に限らず、先ほども申し上げました津軽海峡・陸奥湾広域連携会議等により連携を模索してまいりたいと考えております。

次に、「むつ市のうまいは日本一！」についてのキャッチフレーズについてですが、当市はホタテ、ワイン、海峡サーモン、イノシシ肉など多くのうまいものがあり、「むつ市のうまいは日本一！」はまさに一字一句違わないものと自負しているところであります。また、パンフレット等への外国語の併記につきましては、海外からの観光客誘致、いわゆるインバウンド観光の振興を図るうえで必要になるであろうと考えております。市では、現在ホームページ上に英語表記のページを開設しており、観光の情報も掲載しておりますが、アジア圏からのインバウンドにつきましては、十分な対策がとれていないのが実情であります。むつ市のうまいが何であり、どこへ行けば食べられるかをわかりやすく伝え、かつ外国語が併記された新たな観光パンフレットの作成については、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解

賜りたいと存じます。

ただいまの発言の中で広域観光を最大限に活用する対策についての中で、青森県男鹿半島と申し上げましたが、正しくは秋田県男鹿半島でありますので、訂正をさせていただきます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 外ヶ浜町へのフェリー航路の強化策について、市長答弁に補足させていただきます。

むつ湾フェリー「かもしか」の平成25年の運航実績につきましては、就航率は96.3%となっております。欠航が多いとは言えないものと考えております。4月21日から11月5日までの運航計画便数814便に対し運航便数は784便、欠航便数は30便となっております。ちなみに、平成24年の就航率は97.5%でありました。また、車両の輸送についてでございますが、フェリーの積み込み可能車両台数は、大型バスは4台までしか積み込めませんが、その場合はさらに乗用車4台が積み込み可能でありまして、大型バスがない場合は乗用車22台が積み込めることとなっております。

平成25年は、バス1,058台、乗用車3,472台の輸送がありましたので、1便当たり平均でバスが1.4台、乗用車が4.4台程度となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ただいまのご答弁を聞きまして、おおむね財政状況も勘案しまして、大変なことだと思いつながりながら答弁を聞いておりました。

それから、外ヶ浜町までのフェリーの件ですけれども、順当な往復をしているということをお聞きいたしまして、一応安心しているわけですけれども、ただ夏場でもそうですけれども、青森まで行っている「ポーラスター」というフェリーがありますけれども、それが冬になれば毎日のようにストップするみたいな放送がかかるわけです。私

は、それと勘違いしていましたので、ちょっと勇み足かなと思いましたが、それでも。

とにかくこのフェリーの航路についても、今すぐというわけではなくて、順次観光交流が始まりましたら、それに応じた対応をしていただきたいと、そういうふうを考えます。

それでは、今回は広域観光を少しでも前に進めるために質問いたしましたけれども、市長の気持ちも大体わからないわけではない。やっぱり何にしても予算がつきものですので、それはそれとして私も納得しなければならないと思っています。

そこで、質問ですけれども、時間もあと10分少々ですか、1つずつ質問してまいりたいと思っておりますけれども。

まず1点目、重点要望している道路の早急着工を促す取り組みについて伺います。国道338号の川内から脇野沢までの狭隘箇所を進捗状況と伺いますか、要望がさっぱり前に進まないわけでありまして。市長は、この動きが鈍い原因というのは何だと考えますか。

それから、予算だけの問題ではないと思っておりますけれども、これを毎回毎回先送りのような感じではなくて、一歩でも先に進めるような強力な対策というものはないものでしょうか。そこら辺をまずお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長、今東議員から質問がありましたけれども、今国道338号の川内地区の場所を話ししましたけれども、関連づければそうなのですけれども、関連にしても余りにも質問要旨と乖離していますので、その辺は市長に今答弁求めていますけれども、その辺を注意しながら答弁していただきたいと思っております。市長。

○市長（宮下順一郎） 広域観光というふうな部分では、やはりこの道路、この部分については非常に整備が大切であるということは十分認識しております。これが例えば下北半島縦貫道路にして

もそうです。先ほど壇上でもお答えいたしました川内佐井線、葉研佐井線、これらは避難道路の意味合いもありますけれども、これらが整備されてくれば、かなり県のほうも力を入れて川内佐井線、葉研佐井線、これらは喫緊の課題であるというふうな認識を持って県道また一般国道、一般県道というふうな形で整備を今懸命に進めております。調査も進めております。そういうふうな形の中で、国道338号のこの脇野沢一川内間、この部分の非常に道路が狭いということも我々としては期成同盟会を通じ県に、また私が直接国にお邪魔をしてさまざまな切り口の中でこのことは訴えております。この切り口の一つとして広域観光、観光客を、交流人口をふやすというふうな、そしてまた命の道でもあると、こういうふうなことも訴えながら相努めておりますし、これからも努めていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） どうも、通告以外とも思えるような質問をいたしまして、申しわけございませんでした。ご答弁していただきましたので、感謝いたします。

それから、1つだけですけども、緊急に質問したいと思いますが、国道338号上の部分で、きのう火災が発生いたしました。それで、私がその場所を見つけて対処といいますか、対処できないのですけれども、いろいろ水をかけたい、消火器を使いたいといろいろ考えて、いろいろ思いをめぐらせながら対処しましたけれども、消火器の力というのは全くなくて、相当苦勞いたしました。そこで、この国道338号をこのバイパス化というのは私はいつも前から訴えてまいりましたけれども、きのう消火作業中ですか、脇野沢から救急車が参りました。それで、消防活動が活発になっていましたので、その救急車はまた前と同じように帰ってしまったわけです。ですので、このバイパ

スの要望活動もともに早急に陳情していきたい…

○議長（山本留義） 東健而議員、今回の東議員の質疑は広域観光になっていきますので、その辺の関連で質疑をお願いいたします。

○9番（東 健而） わかりました。広域観光ということですが、やはり広域観光になれば、道路網の整備が一番肝心なわけですよ。市長の答弁では、いろんな県との交渉次第でいろいろ前々に進めているということですが、私が申し上げていましたのは、拡幅、バイパス、いろんな、それも関連してくるわけですけども、そこら辺をもう少し煮詰めていきながら、強化した取り組みをしていただきたいと、そう考えます。

これから広域観光が始まるわけですけども、蟹田、それから外ヶ浜、野辺地から来るもの、北海道からの観光客、いろんなものに対しての取り組みが求められてくると思います。それに対応したビジョンを早期に策定して、観光客におろそかにならないような対応をお願いして今回の質問を終わります。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎石田勝弘議員

○議長（山本留義） 次は、石田勝弘議員の登壇を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） おはようございます。市誠クラブの石田勝弘であります。むつ市議会第219回定例会に当たり、さきに通告したとおり、地熱発電について、教育行政について及びむつ市子どもネブタについての3項目にわたり一般質問を行いますので、市長及び理事者の皆様には明瞭簡潔かつ前向きなご答弁をご期待申し上げます。

まず初めに、地熱発電についてお伺いいたします。全国の発電事業は、従来火力、水力、原子力及びその他によりなされてきたところですが、そのうち全発電量の約3分の1を占める原子力発電は現在ほとんど休止中であり、国民の生活に大きな影響を与えております。これは、3年前の平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際、そのときに発生した大津波により福島第一原発の1号機から4号機までの4基の原発の原子力がメルトダウンし、大量の放射線が放射され、原発設置近隣自治体の住民が長期の避難をしなければならず、今でも住むことが不可能で、いつ戻れるかわからないという自治体が多くあります。その後原子力発電の安全性の問題がにわかに浮上し、一時は全国の全ての原発が操業停止に追い込まれ、電力の供給が需要に追いつかず、節電を余儀なくされたり、停止中の原発にかわり休止中の火力発電を復活させましたが、輸入した化石燃料の値上がり等により発電単価が上昇し、その結果電気料が上がり、日本経済に大きな影を落としていることはご承知のとおりであります。

原発停止と火力発電の復活ということは、また大気中のCO₂の削減が困難になるという問題も引き起こしております。そういう状況の中、今ほど温暖化をもたらす二酸化炭素をほとんど発生させない太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーが注目されている時期はありません。とりわけ地熱エネルギーは、天候や季節によって影響される太陽光や風力と異なり、常に安定したエネル

ギーを取り出せ、しかも日本の豊富な地熱資源量は、世界第3位を誇り、大型火力、原子力発電の約20基分の発電を可能にできる約1,000万キロワットアワーに当たるエネルギーを内在していると言われます。つまり地熱発電は、他の再生エネルギーに比べ発電量に安定性があり、設備利用率は約70%と格段に高く、長期固定電源として期待されているところでございます。

我がむつ市では、数年前から太陽光発電装置の設置を行っており、また新年度の一般施政方針において国立弘前大学との連携のもと、燧岳周辺における地熱発電の可能性について具体的な調査研究を進めていくと述べておりますので、地熱発電について次の8点についてお伺いいたします。

- 1、国内での地熱発電の現状はどうか。
- 2、弘前大学北日本新エネルギー研究所と市が地熱資源開発調査のための協定締結時期は今月下旬ということですが、具体的にはいつころになるのか。
- 3、市民の理解を深めるための講演会や先進地の視察はいつごろから行うのか。また、そのための事業費はどこから捻出するのか。
- 4、地熱発電の適地を探す地表調査の着手時期はいつごろになると考えられるのか。
- 5、調査から発電所建設、操業までのタイムスケジュールについてお伺いいたします。
- 6、調査から事業化までむつ市がかかわることはどんなことがあるのか。
- 7、事業化の実施主体についての考えはどうか。
- 8、地熱発電が操業された場合、どのような地元振興策があるのか。

次は、教育行政について2点ほどお伺いいたします。昨年むつ市内の小学校1年生の学級で、担任の女性教諭による体罰行為が明るみになり、その先生が戒告という懲戒処分になりました。これ

は、授業中に数人の児童の立ち歩き、他の児童へのいたずらや私語が目立ち、授業を平常に進めたいとの思いから、落ち着きのない男子児童4人のほはや手を複数回つねり、そのうちの1人の左ほが腫れるなどのけがをしたというものであります。このクラスでは、昨年5月ごろから落ち着かない状態になり、これに対応するため、他の教諭が授業に加わるなどしていたが、体罰のあったこのときは担任教諭が1人で指導していたようであります。今回の場合、けがをさせたということで懲戒処分になったわけですが、授業を平常に進めたいとの強い思いがつい一線を越えたものと思えます。もちろん体罰行為そのものは認められるものではありませんが、この先生の思いには、多少の同情を禁じ得ないものがあります。

そこで、市の教育委員会では、この件が明るみになった後、今後このようなことが起こらないようにするために、各学校に対してどんな指導を行ったのか、その対応方についてお伺いします。

教育行政の2点目は、教育委員会改革についてであります。今開催中の通常国会において、教育委員会の改革案が取り沙汰されております。その大筋は、現行の教育委員会制度を変えて地方教育行政の責任者を教育委員会のままとするものの、教育行政への首長の権限を大幅に強化する内容になりそうだというものであります。まだ最終案が決まったわけではございませんが、今の時点での市長及び教育委員会委員長の所感をお伺いいたします。

質問の最後は、むつ市子どもネプタについてであります。むつ市田名部地区で長く伝えられてきた子どもネプタは、小・中学生以下の児童にとっては夏休みの楽しい行事の一つであったし、それはまた校外学習の一端を担っており、田名部地区の青少年の健全育成にも大きく寄与してきたものと思えます。その合同運行は、以前は決まって8

月7日に行われてきたものであります。近年は大湊ネプタの運行日に重ならないように配慮されております。昨年で62回目を迎えた合同運行は、最盛期の昭和50年代には40台に近い数のネプタが出陣し、短い下北の夏の夜空を焦がしたものでございますが、最近では少子化の影響や他の要因も重なり、年々少なくなり、この5年は十二、三台だけの参加となり、昨年はとうとう10台を割り込みそうになりました。各町内の子ども会活動そのものも少なくなってきたとも聞いております。このままでは、むつ市子どもネプタはますます衰退していくのではないかと心配しております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、衰退していくむつ市子どもネプタに対しての思いとその対応について。

2点目は、市が子どもネプタに対してできる援助についてお伺いいたします。

まず、昨年同様のむつ市希望のまちづくり補助金を今後も続けていくつもりなのか、次にその補助金の額、それは昨年と同じ程度で十分と思うのか。

以上、地熱発電について、教育行政について及び子どもネプタについての3項目にわたり市長及び理事者に対し、壇上からの質問といたします。適切なご所見をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地熱発電についてのご質問の1点目、国内の地熱発電の現状についてであります。日本国内においては、約50年の歴史を持つ日本初の本格的な地熱発電所である岩手県の松川発電所や国内最大規模を誇る大分県の八丁原発電所、自家用発電所として最大規模の秋田県の大沼発電所など自家用も含めて17カ所、発電出力は合計で約51万

5,000キロワットの地熱発電所が稼働しております。国内の地熱資源量は、約2,300万キロワットと推計されておりますが、自然公園法による規制のほか、開発までの時間やコストなどの課題も多いため、十分に普及が進んでいない状況にあります。

我が国の地熱発電所の多くは、火山帯分布の関係から東北地方と九州地方に集中しておりますが、青森県内には八甲田地域、岩木山地域、当市の燧岳周辺など地熱資源に恵まれた地域があるものの、いまだに事業化はされておらず、早期の地熱発電事業の開始が待ち望まれているところであり、特に燧岳周辺においては、過去の調査で地熱エネルギーのポテンシャルが非常に高いことが確認されているところであります。

次に、弘前大学との連携協定締結時期についてであります。地熱発電事業の可能性を探るうえでは、再生可能エネルギーや省エネルギーなどの研究、産業構築、人材育成を担っている弘前大学の北日本新エネルギー研究所と連携して調査研究に取り組むことが必要との判断から、来る3月27日に弘前大学の幹部の方を当市にお招きし、連携協定締結の調印式を行うこととしております。

次に、先進地視察や市民の理解を深めるための講演会についてであります。地熱開発を進めるうえでは、開発予定地域の方々の理解が不可欠であります。このため当市が主体となり、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金に係る補助申請を行い、採択されれば、これを活用して地熱利用先進地域の周辺環境の視察や地熱発電所見学に係る事業を展開するほか、地熱発電に関する専門家による講演会や発電事業者を交えた勉強会を開催するなど、地熱発電事業に対する理解促進に努めてまいりたいと考えております。

4点目のタイムスケジュールについては、担当からお答えいたします。

次に、事業化への実施主体と市のかかわりについてであります。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、英語表記の頭文字を並べまして、通称JOGMECと呼んでおりますが、このJOGMECの地熱資源開発調査事業費助成金を活用して初期の事業を進めることとしており、理解促進事業については当市が主体となり進めていく予定としておりますが、地表調査や地下探査事業等に係る実施主体については、現段階では未定となっております。今後北日本新エネルギー研究所と協議しながら、市が担うことも含めて、実施主体を絞ってまいりたいと考えております。

次に、発電所操業による地元振興策についてであります。地熱発電においては、地下の熱水をくみ上げ、発電後においてはその熱水を地下へ戻すこととなりますが、地下へ戻すまでの間に温泉などの加熱や暖房への利用、道路融雪など二次的、三次的利用も可能ということであり、また発電所にPR館を併設することにより観光資源としての活用や発電所の運転管理員、PR館のスタッフなど雇用の創出にもつながるものと考えております。

さらには、調査研究やその後の発電所建設期間中における地元での消費効果、建設後の固定資産税収入、さらには発電規模にもよりますが、電源三法交付金の交付も見込まれるなど、地域振興に大きな貢献が期待できるものと思っております。

次に、教育行政についての2点目、教育委員会制度改革に対する私の所感についてであります。むつ市議会第218回定例会における一般質問でもお答えしておりますように、政治的中立性、教育の公平性あるいは安定性、継続性といったものを第一義に考慮する必要があるとの認識はこれまでと同様の考えであります。去る2月18日にまとめられた自民党見直し案では、首長の権限及び国の関与の強化などが組み込まれております。

今後国会において関連法案が審議されることになろうかと思いますが、その動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の要旨の1点目につきましては、教育委員会から答弁がござります。

次に、むつ市子どもネブタについてのご質問につきましては、教育委員会から答弁とさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 石田議員の教育行政についてのご質問にお答えします。

まず1点目、小学校担任による体罰行為についてであります。体罰については学校教育法第11条でも規定されているとおり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、従前より校長会等機会があるごとに各小・中学校に対して指導してきたところであります。特に一昨年末に発生した大阪市の部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案以降、文部科学省からの指導もあり、体罰によらない指導の徹底をより強く求めてきたところであります。しかしながら、このような中で本市において体罰事案が発生したことはまことに遺憾であります。

ご質問は、この事件以降、教育委員会としてどのような対応をしているかとのことであります。まずは当該校に対しまして、被害児童の心のケアを図ることを第一に考え、被害児童の保護者への概要の説明及び謝罪を行い、保護者への説明会を行うなど、学校及び教育への信頼を回復するための指導、助言を行っております。これとあわせて、教育委員会といたしましては、体罰に至った経緯を究明し、任命権者であります青森県教育委員会へ報告をしております。また、学校内では体罰を起こした教諭の配置がえを行い、体罰

のあった学級については、スクールサポーターを増配置するなど、児童への心のケアを最優先にしながら、指導が隅々まで行き届く体制をとっております。

各小・中学校に対する指導といたしましては、校長会の場で各校長に対し、さらなる体罰禁止の徹底を依頼するとともに、青森県教育委員会が作成した教職員の非違行為根絶のためにという研修用資料を全教職員配布し指導しているところであります。

近年学校現場の教育課題は複雑化、多様化してきておりますことから、教育委員会といたしましては、引き続きスクールサポーター及び小中一貫教育学習支援員の配置など人的支援の充実を図るとともに、いかなる場合であっても体罰に頼らない指導の徹底を図るため、各学校に働きかけていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政にかかわるご質問の2点目、通常国会で取り上げられている教育委員会改革にかかわる所感のお尋ねであります。現在の教育委員会制度につきましては、昭和31年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって委員会制度自体の骨格が形成され、今日まで57年間続いてきたところであります。そして、この法律は教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保について、法制度によって堅持していこうとするものであります。

法の創設時には、その時代に即した制度として誕生したわけではありますが、これまで長く制度が維持されてきた中では、合議体である教育委員会の委員、学校教職員ばかりでなく、地域や保護者の方々、また教育活動に関心を寄せさまざまな立場で、あるいは場面においてご協力いただいております皆様とともに歩んできたものと思っております。ただ、教育委員会制度の

57年間という長い歴史の中で時代は移り変わり、近年における児童・生徒の生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中であって、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、そして事務の統括者である教育長との責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といったことが課題として世論から指摘されるようになったことを受けて、昨年4月に文部科学大臣から中央教育審議会に対して、「今後の地方教育行政の在り方について」諮問がなされ、昨年末に同審議会から大臣に対して、その答申が提出されたものであります。答申では、改革案を議論する前提として、現行制度のメリットとデメリットを十分に検証する必要があるとの考えにより、「教育委員会の現状と課題について」として、実際に教育行政に携わっている教育委員、教育長及び首長の意見を吸い上げた結果、教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性の確保、そして首長の責任の明確化とさまざまな視点から検討がなされております。それら課題解決に向けて検討、審議された成果として、「今後の地方教育行政の在り方について」として提言されておりますが、要約いたしますと、1つ目として、教育長と教育委員会の関係では、教育長を責任者とする、2つ目として、責任者となる教育長は首長が直接任命、罷免を行う、そして3つ目として、教育の政治的中立性、継続性、安定性は引き続き確保するとされているほか、教育長は首長から一定の独立性を持った存在であるという前提に立って教育行政が進められるよう制度設計が検討される必要があるとされております。

現在教育委員会制度改革についての方向性などが報道され、私も注視しているところでありますが、その内容につきましては、国会等において今

後審議が尽くされ、いずれ法整備のもとに確立されていくものでありましようから、今の段階では私から軽々に新制度を評価することや所感を述べることは差し控えたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、むつ市子どもネブタについてのご質問のうち、衰退する子どもネブタについてお答えいたします。議員ご質問の旧むつ地区で行われている子どもネブタ合同運行は、夏休みにおける子供たちの仲間づくりやねぶた制作を通じて創造力と自主性を養い、子供の心身の健全な成長を図ることを目的として続けられており、昭和27年に田名部地区少年愛護会などにより第1回の合同運行を皮切りに今年度で62回を迎えております。子どもネブタ合同運行参加団体数は、平成元年の41団体をピークに、少子化に伴い参加団体が年々減少し、今年度は10団体でした。子どもネブタの参加については、各町内会において判断され、昭和55年に子どもネブタ運営委員会会則を定め、参加団体の方々により運営委員会を毎年立ち上げ、自主事業として運行されております。

衰退の主な原因としては、子どもネブタ運行の中心となる子ども会の会員数が減少したこと、そして地区の子ども会を支援する育成者の人数が減少したこと、この2つが上げられるものではないかと考えております。平成9年時点での子ども会の団体数は43団体、会員数は1,786名でありましたが、平成25年4月現在では17団体、438名にまで減少しております。教育委員会といたしましては、子供の健全育成の意味からも、子ども会の減少や合同運行の参加団体の減少に歯どめをかけるべく中央公民館が窓口となり、子ども会の育成や育成者の養成などの事業を実施するほか、合同運行に際しては交通規制の看板設置や運行先導車と緊急車両として公用車の運転等運行が安全に行われるように人的支援に努めてきたところであります。

す。

ご質問の2点目、市のできる援助についてお答えいたします。近年各地区においてネブタばやしの調子がまちまちであることを踏まえ、公民館では笛や太鼓の講師を招き、ネブタばやし講習会の開催や子ども会の組織の充実に向けたジュニアリーダー研修会など各種施策を展開しておりますほか、市の補助制度の活用につきましても助言をしております。

議員お尋ねの補助金につきましては、今年度は子どもネブタ運行委員会に対して市が実施するむつ市希望のまちづくり補助金が交付されております。当該補助金につきましては、教育委員会が所管する事務ではありませんが、単年度ごとの申請になりますことから、新年度におきましても担当部署が所定の審査を行った後に判断されるものと思っております。

また、補助金の額に対するお尋ねでございますが、行政が実施する補助金は補助の対象事業の一部について補助するという性格のものでありますので、補助を受ける側にとりましては、満足のいくものではなかったかもしれませんが、合同運行を支えるうえでは一定の効果があったものと思っております。

教育委員会といたしましては、今後も人的支援を初め、さまざまな支援を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 石田議員の地熱発電についてのご質問の4点目、地表調査の着手時期及び発電所建設から操業までのタイムスケジュールについてお答えいたします。

地熱資源開発の一般的なスケジュールとしては、地表等の調査に約2年、地下探査に約3年、環境アセスメントに約3年から4年、開発建設に

3年から4年と見込まれておりまして、調査から操業開始に至るまでには約11年から13年の歳月を要するプロセスとなっております。一方、小規模な発電施設であれば、環境アセスメント等の省略も可能となることから、比較的短期間のうちに低コストでの事業化が可能となるとのことですが、現在では規模の大小にかかわらず、地下探査の短縮化の研究開発、環境アセスメント迅速化手法の研究などが進みまして、また国においても各種規制の合理化に向けた取り組みもあるということで、10年以上の期間というものが短縮される傾向にあるようでございます。

当市における地表調査の着手時期につきましては、現段階では未定ではございますが、連携協定締結後におきまして、北日本新エネルギー研究所と協議研究を重ねて、なるべく早い時期に取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。若干再質問させていただきます。

まず、地熱発電について、弘前大学北日本新エネルギー研究所との協定締結時期は3月27日ということが決まったようでございます。その後市民の理解を深めるための講演会が多分先になるかと思いますが、恐らくその事業は経済産業省の地熱開発理解促進関連事業の事業費を使うのかなと思うのですが、その事業はできるだけ早くしたほうがいいと思うのです。それについてのご答弁はなかったもので、それをお聞きします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 講演会、勉強会等につきましては、今東北経産局、また経済産業省のほうでも、さまざま補助申請につきまして、今その部分を進めておりますので、これが決定し次第早く取りかかりたいと。講演会、勉強会、また議員各位

のさまざまな勉強会等もひっくるめまして、そういうふうなことを今検討して、申請を間もなくするところでございます。それが決定し次第早く取りかかりたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） その申請については、大体今月の中ごろに書類を出すとか、来月の初めになるかわかりませんが、そういう状況なのかなという、私の聞いた範囲の話ですが、そうなれば、それにオーケーすれば、大体6月、7月、8月ぐらいのあれですか、そういう見込みが成り立ちますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 申請につきましては、新年度に向けての事業でありますので、3月中に申請をしたいと。その後要するに認められれば、どの時期に認められるのか、ちょっとまだ予測がつきませんので、大体そのころに認められれば、そういうふうな形の講演会、勉強会、市民の皆様方、それから多分現地の視察なんかも可能性があるのかなと。そういうふうなものをひっくるめまして、今申請準備を進めて、3月中には申請をしたいと、こういうふうには思っています。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 恐らく3月中の申請だと、そんなに遅くなく認められる、多分弘前大学とむつ市が共同でやるわけですので、なかなかスムーズに私はいくと思います。いくように期待しますし、努力をして、早目にスタートしていただきたいなと。それは希望しておきます。

その場合、講演会となれば、例えばどういう対象で講演会をなさるといことになりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 講演会の内容等もこれから申請をして、その補助が決定しましたら、さまざまな形で取り組むわけでございますけれども、まず議会のほうの理解をいただくための講演会、

勉強会、そして広く一般市民の方々、そういうふうな形になっていくものと、今の時点ではそういうふうには考えております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） その後実施主体ということで、以前新聞報道には企業を募る一方、市が事業費の一部を負担するケースもあるか、第三セクターみたいなものですか、そういうこともあり得ると思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この開発理解促進事業や地表調査、地下探査事業、これまでは市がかかわっていきます。そして、地下探査の結果、これを踏まえた後に、まずどの程度の規模の、要するにポテンシャルがあるのか、発電ができるのか、それで事業化ができるかどうかの判断ということになります。現在では燧岳周辺、それなりのポテンシャルがあるというふうな、NEDOでの調査、今から数年前の調査では、200度を超えるというふうな地熱のポテンシャルがあるというふうなことが判明しているようでございますので、それがそのまま可能なかどうか、そのことによって事業化が判断できると、こういうふうには思います。

そして、その事業化がゴーということになると、今石田議員お話しのように、市が一部担うこともあろうかと思えますし、また市がそこには出資もしないで民間事業の方々に委ねていくというふうな可能性もあろうかと思えます。その部分には、公募によって事業主体を選定していくというような方法なども考えられるのではないかと。この部分では、その枠組みがどういうふうなものがふさわしいのかということもあわせて研究をしていかなければいけないものと。今段階では、どこどこというふうな形で市がかかわっていくとか、市が関与しないとか、そういうふうなところの事業化の

段階で、事業化ができるというふうな判断が調査の結果できましたら、じっくりとこの部分については北日本新エネルギー研究所等とも相談をしながら進めていく必要が、今の段階では固定化しておりません、その部分においては。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 燧岳の地熱発電を目指しているのが当方だけではなくて、もう既に先進といえますか、オリックスがスタートしているのですね。風間浦地区になりますが、平成26年2月25日のこれ新聞報道ですが、その報道では、発電開始は最短で3年以内、出力は2,000キロワット前後だという、小規模なのですが、その地熱発電を目指していて、発電が事業化できれば地元主導の活性化事業を支援するなどのいろんな取り組みをすることでございますが、例えば今私たちのやろうとしている地熱発電の現場で2,000とか3,000とか5,000とか、そういう規模の発電になるかならないかはわかりませんが、なるとしたら何年ぐらいでできると思いますか。例えば5,000キロワットぐらいの発電の場合は。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 風間浦村の取り組み方は、報道では承知しております。2,000キロワットというふうなお話を報道では知っておりますけれども、当市で考えているのは、それよりももっと燧岳に近い部分でございました。そして、むつ市の行政区域にあるというふうなところでのポテンシャルがNEDOの調査によって非常に高いものがあるということでございます。風間浦村のほうは、2,000キロワットというふうなことでございますので、さまざま先ほど壇上でもご説明しましたように、環境アセスメントが必要ないとか、そういうふうなものの規模でございますので、うちのほうで考えているのは、もっと桁が違うのが可能性があるのではないかとというふうな、そのNEDO

の調査をもとにした文献調査によるというふうな部分ではちょっと桁が違う可能性もあると。そのためには、やはり調査を進めていかなければいけないという状況でありますので、そういうふうな結果が出ましたら、規模の大きいほう、細々つくるよりも規模の大きいほうに取り組んでいったほうがよろしいのではないかと。これもまた調査の結果を踏まえての判断になろうと思っておりますけれども、そういうふうな方向で考えております。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 地熱発電の操業をしたならばの地元貢献ということで、先ほど壇上で市長がおっしゃいました電源三法交付金の交付もあるし、固定資産税も入ります。雇用の効果もあるし、地元での消費効果もあると、観光資源としての活用もあるし、今多いところでは1年当たり4万人の集客を集めている地熱発電所もあるそうでございますので、今おっしゃいましたように、できるだけ大きい発電所をつくれるような、そういう目標を持って取り組んでいただきたいと思っております、それはご期待申し上げます。

次は、教育行政についてお尋ねいたします。まず、体罰行為について、その後の教育委員会の対応でございますが、被害児童の心のケアとか、そういうのは当たり前の話で、もう二度とこういうことを起こさないような手だてというのは、先ほど教育長が壇上で述べましたが、スクールサポーターあるいは小中一貫教育学習支援員の増員、もうこれが一番だと思うのですが、それをどういう規模で行えるのか、それをお聞きます。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問にお答えします。

スクールサポーター、そして小中一貫教育学習支援員、現在は小中一貫教育学習支援員は10名、そしてスクールサポーターが26名となっております。

す。学校からの要望といたしますと、もう少しスクールサポーターについて増員してほしいという要望等がございますので、その辺ができるように教育委員会としても努力をしているというところでございますが、なかなか財政事情等もございまして、今のスクールサポーターの人数というのは、各市のスクールサポーターと比べてもむつ市は大変人数を多く配置してもらっているところだということをお伝えしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） スクールサポーターは各市と比べても優遇されているというか、人数が多いと言いますが、ほかと比べる必要はありません。むつ市はむつ市です。これで必要があると思ったら、やっぱりどんどん市長に予算要求すべきです。市長は、恐らくオーケーするでしょう。そういうことで、ひとつ学校が求めるスクールサポーターの増員を求めて、それも要望といたします。

次、教育委員会の改革についてですが、教育長のご答弁もなかなかできにくい質問だと思いますけれども、きょうの新聞報道では、こういうふうになったのは、いじめ問題がありまして、なかなか解決しない、教育委員会の対応がおくれた、それで責任体制を明確にするために改革するのだというお話が載っておりました。しかし、安倍首相は、前回のときも教育委員会改革を強く望んでいたのです、しなかったのですが。ですから、これはこじつけです。いじめがあったからこうなったのではなくて、あの人の思想ですよ。だから、一番恐れるのは、やっぱり首長の権限の強化。これは、うちの市長はすごく民主的な方だから、そういう我田引水的なことはしないと思いますが、だけれども、これ延長していけば、思想統制につながるというような非常に怖いことにもなるのです。それについて、教育長はどうお考えですか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 現在の教育委員会制度というのは、政治的な中立性、そして継続性、それから安定性、これが確保されたすぐれた制度であるというふうに私は考えておりますし、それが57年間続いてきた理由であろうというふうに思っています。したがって、現在教育委員会制度改革が議論されている中で、どのように改革されようとも、そここのところを確保した委員会制度にしてほしいというのが私の考え方でございます。

以上です。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 答えにくい質問をいたしまして、申しわけございません。

最後に、むつ市子どもネブタについてお伺いします。市での取り組みというのはなかなか難しいといえますか、できる限りのことをやっているのはよくわかっております。最近では、合同運行に参加するネブタが減った理由の一つに交通問題、警察からの基準が厳しくなって、ネブタを引っ張って長い距離を歩くのはちょっとできなくなった。そういう意味で、大曲、金曲地区など遠いところの子供たちは、合同運行に参加できなくなって、その地域でやっているというようなお話も聞いております。交通問題に関しては、我々としてどうしようもないので、それを参加させるような方策、それについての別な意味の補助金というようなものは、創作というか、経費をできないものですか。教育長、どうでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問は、郊外にある団体の合同運行への参加支援ということだと思うのですが、昨年8月の合同運行に際しまして、大曲地区、それから金曲地区、赤川地区の3団体が、この3団体とも参加の予定でありましたけれども、合同運行集合場所へのネブタの移動につき

まして、子供たちの安全を確保するために地区の大人たちが行き、子供たちは運行委員会で市の補助金からバス借上料を見込み参加すると、このような段取りとなっていました。ところが、運行日にネブタを移動するに当たって協力できる大人の人数が確保できないと。結果として合同運行への参加を断念せざるを得なくなったと、こういうことでございます。教育委員会といたしましては、そのような事例と申しますか、ほかの団体にも共通する課題として捉えておりまして、お尋ねの移動にかかる経費の援助につきましても、むつ市子どもネブタ運行委員会のみならず、子ども会を支援するむつ地区子ども会育成連合会などの関連団体と連携することや、他の補助金制度の活用、さらには育成指導者の養成を初めとした子ども会組織全体の活性化策を充実していく中で補っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 子ども会に対してのいろんなご指導と援助、今以上にさせていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（山本留義） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子です。この冬は、大変厳しい寒さでありました。本日も冬のような天候ですが、暦は3月、日差しが日を追うごとに少しずつ春の兆しを感じさせてくれます。

梅香る弥生3月は、別れの季節でもあります。ここにご出席の部長職の皆様を初め、今年度で退職される職員の皆様には大変お世話になりました。ご健康に留意され、心豊かに新たな活躍をお祈り申し上げますとともに、今後も豊富なご経験からのご指導、ご教示をいただきたいと存じます。

むつ市議会第219回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに教育委員会委員長、理事者におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1、障害者支援、発達障害者支援、社会生活技能訓練についてお伺いいたします。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法に、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されており、発達障害のある方が能力を生かすためには社会全体で発達障害について理解することが求められています。そして、発達障害を早期に発見し、幼児期から青年期まで、それぞれの年齢や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりなどへの努力が明記されています。

支援において、就学前、学齢期、青年期というライフステージをつなぐ一貫した支援体制づくりが課題です。就学前の相談や療育は障害福祉課、就学すると教育委員会、そして卒業するとまた障害福祉課と、行政の縦割りの中で連続性のある支援が必要でありながら難しいという課題が指摘さ

れ、保健、福祉、教育、療育、雇用などの連携ということが大きな課題でありながら、進んでいない現状にあります。

私たちが社会で生活するとき、意図せずに社会で生きるための手段を身につけています。さまざまな状況において、言葉や態度に気をつけたり、相手の表情や発する言葉から意図するものを判別し、対処することができます。これは、成長過程におけるしつけや、周囲を観察しながら学習してきたからです。発達障害を持つ人は、人とのコミュニケーションにおける推測や予測が不得意であり、柔軟な対応は困難です。そして、社会生活、特に集団生活における人間関係に大きな支障を来します。暗中模索、毎日が手探りであり、孤立して不登校になることも多いと言われます。学習面では優秀な人も、大学を出て就職をしてから人とのコミュニケーションに苦勞するケースが多いのです。このような状況が長く続くと、鬱症状等の二次障害、さらに三次障害を引き起こし、社会生活を営むことが難しくなります。障害を持つ人たちに早い段階で自分の障害を理解する機会と社会で生活するための技能を習得することが必要です。技能訓練の場となる学びの教室設置についてお伺いいたします。

米子市では、2006年、「まなびの教室」とあわせて保護者支援のための相談窓口「まなびの支援室」を設置し、通級に通いながら保護者が気軽に相談できる体制づくりをされています。

本市では、第二田名部小学校にことばの教室が設置され、子供さんの言葉の発達に対する適応指導と保護者への教育相談に対応しています。ことばの教室設置と同じように、まなびの教室設置が今最も必要です。社会生活技能訓練の必要性について、ことばの教室設置の経緯と成果についてご所見をお伺いいたします。

次に、サポートブックについてお伺いいたしま

す。子供の生い立ちやライフステージごとの医療、療育、教育などに関する情報のほか、子供の成長に応じ受診した医療機関や社会福祉制度の利用状況などを記入するサポートブックについてお伺いいたします。

長野県佐久市は、発達障害などがある子供さんの様子を保護者が記入し、就園、就学などによって支援者がかわっても支援のための情報が正確に伝えられるサポートブック「虹のかけはし」を配布し、好評と伺いました。サポートブックには、乳幼児期の運動や言葉の状況、発達に関しての受けた診断、相談、療育内容などが記録できます。また、支援に役に立つ情報として、食事、学習などの生活の様子や行動の特徴、有効だった支援内容など、保育園、幼稚園段階から高校3年生までの記入ができるようになっています。1人の子供さんに医療、福祉、教育、保健など多くの職種がかかわっており、関係者が同じ情報を共有することで個別支援の大きな力になっています。サポートブックについてお伺いいたします。

質問の2、高齢者施策、1、高齢者の孤立死、徘徊対策についてお伺いいたします。厚生労働省の推計により、65歳以上の約4人に1人が認知症か、その予備群とされ、地域社会全体で取り組まなければならない問題です。高齢化と少子化が著しい本市では、行政主導でサポートしていかねばならない喫緊の課題と認識し、お伺いいたします。

孤立死について、最近の調査でひとり暮らしをする65歳以上の男性のうち、会話の頻度が2週間に1回以下という人が6人に1人という衝撃的な結果が報告されました。また、孤立により高齢者の認知症がふえることを懸念する声もあります。地域の人々が日ごろから高齢者にかかわり、早く変化に気づき、対応することが発症の抑制につながります。地域力が心配されている昨今、現状、

民生委員、在宅介護支援センター関係者の力によるところが大きいと思います。介護保険を利用していない方や民生委員さんがかかわっていない方がネックになっています。安否確認のほかに健康状態や生活状況を把握できるような命を守るネットワークのさらなる強固な構築をと考えます。本市の現状と民間事業者の協力状況についてお伺いいたします。

次に、介護マークの配布事業について。認知症や障害のある人を異性が介護する場合、周囲から見ると介護していることがわかりにくく、トイレの付き添いや下着を購入するときなど、誤解や偏見を持たれる場合があります。静岡県では、「介」という文字を人が互いに支え合うイメージをアレンジし、そのうえで「介護中」のマークの文字を手で優しく支えるデザインの介護マークを考案し、普及に努めています。作成したきっかけは、平成21年7月に行われた県主催の認知症介護家族者との意見交換会で、介護家族から認知症の人の介護は外見では介護していることがわかりにくいと、誤解や偏見を持たれて困っている、介護中であることを表示するマークを作成してほしいという要望が寄せられたことがきっかけで、要望に応え、介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくために、また在宅介護者を支援する取り組みとして、全国初の介護マーク作成に至りました。そして、厚生労働省老健局高齢者支援課も介護マークの普及について通達するなど、介護マーク配布に取り組む自治体がふえ、全国に広まり、1月末現在、388市町村で作成、配布中、69市町村で取り組み予定です。介護する人に優しいまちをと願っています。介護マーク配布事業についてお伺いいたします。

次に、詐欺被害対策について。全国の警察が昨年1年間に把握した振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害総額は約486億9,000万円に上り、過去最高

と発表されました。被害件数も前年度に比べ3,305件多い1万1,998件、被害のうち現金手渡し型の割合が42.7%で最多となっています。振り込み型は39.8%、郵便や宅配便で現金を送らせる送付型は15.6%です。昨年本県で確認された被害総額は2億8,748万円に上り、過去最悪の被害額となりました。

特殊詐欺とは、振り込め詐欺、オレオレ詐欺、還付金等詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺と振り込め類似詐欺、金融商品等取引、ギャンブル必勝法、異性交際あっせん、そのほかダイヤモンド購入等の総称です。被害者の約60%が65歳以上の高齢者で、女性が多いという結果が出ています。息子や孫に成り済まして電話をかけ、現金を振り込ませるオレオレ詐欺が急増したのは10年ほど前からです。善意につけ込み、お金をだまし取る悪質さ、取られた側は、金額以上にその悪意に触れ、心が傷ついています。被害に遭い、自分がばかだったと嘆き悲しみ、人間不信が広がり、殺伐とした社会への不安が募ります。

詐欺被害防止策については、私たち市民生活に最も身近な問題です。新年度県むつ合同庁舎内の消費生活センターむつ相談所がなくなるとの報道がありました。市の対策として、これまで以上に充実させていかなければならないと考えます。被害実態の把握と対策について、相談業務の現状と課題について、高齢者への消費者教育の充実についてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、ひとり親家庭支援について。ひとり親支援として、夫と離別、死別した母子家庭には年間35万円の税金控除である寡婦控除が受けられます。1951年に始まった寡婦控除は、夫との死別や離別した母子家庭に適用され、その後父子家庭も対象となりました。ところが、未婚の場合には、適用されません。所得算定の結果、所得税、地方税、国保税、公営住宅賃料、保育料などで著

しく不利益をこうむっています。離婚や死別の場合、所得が125万円、給与収入で204万4,000円、それより少なければ非課税となります。しかし、未婚のひとり親家庭の場合は対象となっておりません。日本弁護士連合会も、母にとっても子供にとっても合理性のない差別と指摘しています。経済格差が広がっています。中でも母子家庭世帯の貧困が深刻です。ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当制度があります。本市の現状について、婚姻歴のないひとり親の実態について、みなし寡婦控除の導入についてお伺いいたします。

質問の4、子供の健康について。子供の肥満についてお伺いいたします。本年1月末の地元新聞に、「下北の悩み 目立つ児童・生徒の肥満」と大きく報道がありました。短命の本県で特に寿命の短さが目立つむつ下北です。児童・生徒の肥満出現率が全ての学年で県内他地域を上回っており、幼少期の肥満が将来の生活習慣病につながっているのではとの関係者の見解でした。子供の肥満は、世界的流行で、アジアでも都市部で増加しています。成長期の肥満は、生活習慣病の温床となることが多く、脂肪肝や高血圧などのメタボリック症候群を約30%合併すると指摘されています。

子供の肥満の原因は、身体活動時間の低下、車社会、テレビ、テレビゲーム機の普及、清涼飲料水、ファストフード型食事、飽和脂肪酸の摂取過剰や野菜嫌い、夜型生活などが関連していると思われる。子供の健康には最優先課題として取り組まなければならないと考えます。就学前、就学後の現状と課題、今後の早急な対策についてお伺いいたします。

次に、小・中学生の視力についてお伺いいたします。昨年12月13日発表された文部科学省の

2013年度学校保健統計調査では、裸眼視力1.0未満の高校生の割合が65.8%に上り、前年度より1.3ポイントも上昇し、過去最高で、小学生は30.5%、中学生で52.8%、これも最高でした。文部科学省は、パソコンやゲームに加え、スマートフォンの長時間利用が影響しているのではないかと報告しました。子供たちの視力低下の傾向がとまりません。子供の視力の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

次に、子供たちのメディアからの影響についてお伺いいたします。テレビやゲーム、携帯電話などのメディアの長時間使用により視力低下、体力、運動能力の低下、メディア依存症、生活リズムの乱れ、コミュニケーション能力の低下などさまざまな問題が指摘されています。マスコミ報道でネット依存がテーマに上げられています。ネット依存とは、オンラインゲームというのにはまり、1日に20時間もゲームをし続け、ネットに触れられないといらいらし、食事もしない、お風呂にも入らず部屋にこもりつきりになるなど、日常生活に影響が出ている状態です。日本小児科学会でもメディアからの子供への健康影響を問題視し、具体的な提言をしています。子供たちや保護者への注意喚起と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、4項目について壇上より質問をいたしました。明瞭かつ具体的前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

障害者支援についてのご質問の1点目、社会生活技能訓練についてであります。まず社会生活技能訓練とは、ソーシャルスキルトレーニングの略で、S S Tとも呼ばれ、認知行動療法の一つで、

社会生活での対人関係を中心とするコミュニケーション技能のほか、身辺自立にかかわる日常生活技能、また服薬自己管理など疾病の自己管理技能などを訓練する精神療法であります。現在では、精神障害のある人たちの自己対応能力を高めたり自立を支援するために医療機関や各種の社会復帰施設、作業所、矯正施設など多くの施設で実践されているようであります。また、特に小児の分野では、社会的スキル訓練とも呼ばれ、集団生活でのコミュニケーションが不得手、相手の意図や場の雰囲気を読むのが苦手、大きな声や音などに対し混乱、パニックに陥るなど、このような発達障害のあるお子さんが集団生活において良好な対人関係を築き上げ、社会生活に溶け込んでいけるように訓練、指導を行う、その社会生活技能訓練の効果、役割につきましては、鎌田議員同様、大変大きなものがあると理解しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、ことばの教室設置の経緯と成果につきましては、担当からお答えいたします。

次に、ご質問の2点目、サポートブックについてであります。市教育委員会においては、平成24年度から障がいのある子の保護者に対し、成長の過程やこれまでの支援内容及び医療機関での記録等を記入できる相談支援ファイルを小学校入学前に配布しております。また、青森県発達障害者支援センター「ステップ」においては、平成20年からサポートブックと同様の目的、内容のサポートファイルを、さらに青森県手をつなぐ育成会では、生活支援ノートを必要な方に対しご案内をしているということでもあります。このサポートブック等の活用は、被支援者の情報を詳細に関係者に伝え、適正な支援につなげることができ、保護者が何度も同じことを説明する手間が省ける等、支援をつなぐうえで効果のあるものだということによく承知しております。しかしながら、保護者が

適正に記録し続けることが困難なケースが多々あり、必要なときに十分にサポートブック等を活用することができない状況もあると伺っており、強制できるものではなく、保護者の判断に委ねるしかないため、なかなか浸透していないのが現状のようであります。

平成24年4月より障害福祉サービスを利用する全ての方は、サービス等利用計画の作成が必要となり、相談支援専門員等が生育歴等を聞き取ったうえでさまざまな支援をしておりますが、聞き取りだけでは十分な情報を得ることができないことも認識しております。

サポートブックは、障がいがある子供たちの情報を伝える有意義な支援ツールの一つですので、その活用について検証し、他の自治体の取り組み等を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、高齢者施策についてのご質問の1点目、孤立死、徘徊対策についてお答えいたします。孤立死の背景としては、当市においても人口減が進む中でも世帯数がいまだにふえ続けており、核家族化が進んで家族形態が変化してきていること、ご近所同士のつき合いが疎遠となり、地域コミュニティが希薄化していること、ひとり暮らしをよしとし、他人とのかかわりを避け干渉しないという風潮が広がってきていることなどが上げられるのではないかと考えられます。

当市では、現在65歳以上の方のうち、約12%の方がひとり暮らしとなっておりますが、このようなひとり暮らしの方の孤立死という状況を防ぐために、市では緊急通報体制等整備事業により、65歳以上の方だけで構成される世帯やひとり暮らしの方に緊急通報装置を貸し出し、急病などの緊急時に迅速な対応を行い、心身の異常の早期発見に努めており、また食の自立支援サービス事業で対象者に週2回夕食を提供し、配達の際に高齢者の

方々の安否確認を行っております。

ひとり暮らしの高齢者の状況把握につきましては、地域包括支援センターの補助機関である在宅介護支援センターにおいても高齢者実態把握事業により6カ月に1度訪問し、心身の状況や家族の状況を調べ、生活の変化を見逃さないように努めております。また、民間事業者との協力体制につきましては、生活協同組合コープあおもりと高齢者等見守りの取り組み推進に関する協定を現在検討中であります。

次に、徘徊対策についてですが、徘徊症状のある認知症患者のご家族の心労はいかばかりかと察せられます。市では、平成21年度から市内3カ所の地域包括支援センターを中心に認知症サポーター講座を開催しております。小学生から高齢者層まで1,300人を超える皆様が受講しております。認知症サポーター講座を受講された方々には、それぞれが地域での活動の際に認知症の方々を温かく見守っていただくとともに、認知症の方々の早期発見に努め、声かけ等で危険防止にも寄与しております。今後とも認知症への理解を深めていただくための啓発活動を推進するとともに、徘徊の症状が出た場合は、民生委員の方々等のご協力を得ながら、さらに地域が一体となった取り組みが必要となるものと考えております。

いずれにいたしましても、孤立死、徘徊対策につきましては、行政の取り組みだけでは限界があります。今後他市の状況等も参酌し、高齢者の見守り等にご協力いただける事業者とのさらなる連携も見据えつつ、ご近所の方々とのつながり、地域コミュニティを深める方向での取り組み等を鋭意研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、介護マーク配布事業につきましては、担当部長からお答えいたします。

次に、ご質問の3点目、詐欺被害対策について

お答えいたします。市では、平成21年に施行された消費者安全法に基づき、平成23年10月にむつ市消費生活センターを開設し、青森県むつ合同庁舎内に設置されている青森県消費生活センターむつ相談室と連携しながら、消費者からの相談に対応してまいりましたが、相談件数は3年連続で増加しております。議員ご発言のとおり、3月をもって青森県消費生活センターむつ相談室が廃止されると伺っておりますが、新年度からはむつ市消費生活センターの相談員を2名に増員し強化を図るとともに、下北郡内4町村の要請を受け、消費生活相談業務を広域で対応してまいりたいと考えております。

また、詐欺被害については、報道等による当市の情報はあるものの、当センターにおける被害相談の実績はなく、地域の現状を把握するため、むつ警察署生活安全課に確認したところ、機密のため情報提供は難しいとの回答をいただいております。当センター相談者は、60歳以上の方が半数近くを占めており、中でも電話勧誘販売に関する相談が約8割となっていることから、新たな対策として迷惑電話を未然に防ぐ機器を活用するなど、被害の防止に努めているところであります。

また、高齢者詐欺被害防止対策として、市内3カ所の地域包括支援センターにおいて、権利擁護事業の一環として高齢者への悪質な訪問販売等の相談に応じており、相談者を消費生活センターへつなぐという連携体制をとっております。

高齢者の詐欺被害防止の取り組みとしては、保健、医療、福祉など高齢者と接する機会の多い現場職員で構成される地域ケア会議において県消費生活センターから講師を招き、高齢者に多い消費者被害についてをテーマに消費者トラブルの特徴、解決方法、発見のポイント等について学習会を開催し、高齢者のご自宅を訪問した際に声かけなどして被害防止に努めているところであります。

す。今後さらに出前講座や市広報紙等での啓発活動に加え、市消費生活センターと地域包括支援センター等の相談機関が連携し、また民生委員の方々のご協力を得ながら詐欺被害防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ひとり親家庭支援についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、本市の現状についてと、ご質問の2点目、婚姻歴のないひとり親の実態については、担当部長からお答えをいたします。

次に、ご質問の3点目、みなし寡婦控除の導入についてお答えいたします。鎌田議員のご質問は、大変時宜を得たものでありまして、みなし寡婦控除の適用につきましては、県内市部に先駆けて、平成26年度より子育て支援の一環として、対象となる市の制度全般について実施したいと考えております。詳細につきましては、担当より説明いたします。

次に、子供の健康についてのご質問にお答えいたします。子供の肥満について、視力について、そしてメディアからの影響についての小学校就学前の部分については、担当部長からお答えをし、就学後の部分については、教育現場の視点から、教育委員会からお答えをさせていただきます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

4点目の子供の健康についてのご質問のうち、小・中学生の現状と対策等についてお答えいたします。

まず肥満についてであります。むつ市の児童・生徒の肥満の現状といたしましては、平成24年度の調査で、肥満傾向児の出現率は小学校で15.3%、中学校で15.8%となっています。全国平

均と比較しますと、小学校で8.2ポイント、中学校で7.1ポイント、県平均と比較して小学校で4.3ポイント、中学校で4.4ポイントと全国平均、県平均に対して大きく上回っている状況にあります。10年前の平成14年当時においても、むつ市と全国を比較した場合、小学校、中学校とも肥満傾向児の出現率は2倍以上となっております。肥満が及ぼす身体への影響については、子供への教育のみならず、家庭ぐるみでの対策が必要であろうと認識しております。

このような状況から、市内各校においては、児童が地図上に仮想のゴール地点を設定し、日々の走った距離を積み重ねゴールを目指すアースマラソンや、保護者の車での送迎を控える徒歩通学デーの実施など、体を動かすことを目的とした取り組みを積極的に行っているほか、学校給食におきましては、バランスのとれた食生活を体現するため、PTAを対象にした給食試食会や児童・生徒の自作弁当の日を設けるなど、食に対して正しく認識を深める取り組みを行っています。

これら各校による食と運動に関する積極的な活動によって、依然として国や県の平均に比べれば高い水準ではあるものの、平成20年をピークに肥満度の高い子供の出現率は確実に減少傾向をたどっております。

また、青森県においては、短命県という汚名返上の取り組みとして、健康あおもり21の事業を推進しておりますが、その事業の一環として、平成26年度には小・中学校に下北地域県民局が講師を派遣し、子供の肥満対策のための健康教室を実施することとしており、参観日などの機会を捉えて児童・生徒だけではなく、保護者も巻き込んだ健康事業を実施することが計画されておりますことから、家庭での家族ぐるみでの肥満対策に期待をしているところであります。

次に、視力についてであります。むつ市の児童

・生徒の視力の現状といたしましては、今年度の調査で裸眼視力1.0未満の児童・生徒は小学校で48%、中学校で67%となっております。全国平均と比較して、小学校で17.5ポイント、中学校では14.2ポイント、県平均と比較して、小学校で5.6ポイント、中学校で4.7ポイントと全国平均、県平均に対し大きく上回っている状況にあります。10年前の平成15年当時においても、むつ市の小学校で49.2%、中学校で59.8%と今年度と同じように高い状況にあり、全国平均と比較して、小学校で23.6ポイント、中学校で12ポイント、県平均と比較して、小学校で11.7ポイント、中学校で1.5ポイントと全国平均、県平均とも上回っている状況にありました。

むつ市においては、眼科医による年1回の検診と、全児童・生徒を対象に春と秋に2回の視力検査を実施しており、その結果を家庭に通知することにより、視力の矯正や治療を要する場合には専門医に受診するよう指導しております。また、10月には、10月10日の目の愛護デーに合わせ、各学校において保健活動の月間目標に目の健康を設定し、保健の授業で目の大切さについて学ぶ時間を設けたり、目の体操を取り入れられるほか、保健日よりなどを通じて児童・生徒、保護者に対し、視力の低下につながる生活に対する注意喚起を行うなど、目の大切さにかかわる取り組み、周知を行っております。

次に、メディアからの影響についてお答えします。これまで教育委員会といたしましては、テレビやゲーム、携帯電話等の長時間使用による健康被害等にかかわる調査の実施はございませんが、望ましい学習習慣の形成や生徒指導上の問題を解決するために、テレビの視聴時間等の調査を実施してまいりました。平成25年4月に実施いたしましたむつ市総合学力調査で当時に行った意識調査では、平日3時間以上テレビを見ると答えた小学

5年生は22%、中学2年生は24%となっております。前年度は、小学5年生は26%、中学2年生は31%でしたので、減少してきている状況でございます。ちなみに、約10年前の全国平均は、小学生24%、中学生29%となっており、長時間にわたるテレビ視聴の割合は増加していないということがわかります。また、ゲームをする時間の調査結果では、平日2時間以上ゲームをしている小学5年生が16%、中学校2年生が15%となっております。前年度は、小学5年生が13%、中学2年生が16%でしたので、中学2年生は減少してきております。約10年前の全国平均の小学生22%、中学生25%と比較しても少ないことがわかります。このことは、各学校が家庭と連携し、望ましい生活習慣を形成するために継続してきた指導が、徐々にではありますが、効果を上げてきているものと考えられます。しかしながら、平成25年7月にむつ市教育委員会が実施した携帯電話に関するアンケート調査結果では、小学校6年生の所持率21.9%、使用率54.5%、中学生の所持率30.6%、使用率52.7%となっており、平成23年度の調査と比較いたしますと、所持率、使用率とも小・中とも2倍以上の増加となっております。

また、携帯電話の1日の平均利用時間の項目で2時間以上使用していると回答した小学生5%、中学生27%という結果もあり、中学生になるとテレビやゲームの時間よりも携帯電話の使用時間が長くなっていることがわかります。教育委員会といたしましては、年々増加傾向にある携帯電話等の所持率や使用率に鑑み、インターネットを通じて行われるいじめや詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに児童・生徒が巻き込まれる危険性について憂慮しております。そのため、現在むつ市とむつ市教育委員会において策定作業を進めているむつ市いじめ防止基本方針の中に、市、学校、家庭、地域が一体となってインターネ

ット上のトラブルから児童・生徒を守るための取り組みの推進を位置づけております。しかしながら、このような被害から児童・生徒を守るという生徒指導上の視点だけでなく、議員ご指摘のとおり、テレビやゲーム、携帯電話等の長時間使用は生活リズムの乱れにつながり、ひいては児童・生徒の健康を害することにもなり得るという視点は大変重要なことであると考えております。したがって、教育委員会といたしましては、これまでの情報モラル教育にかかわる取り組みの中で、議員ご指摘の健康への影響を考えさせる指導も強化していきながら、健康教育の推進へと広げていけるよう取り組みの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 障害者支援についてのご質問の1点目、社会生活技能訓練についての市長答弁に補足説明いたします。

現在当市で実施しております発達支援事業といたしましては、未就学児指導教室、通称「ことばの教室」、すこやか発達相談事業、通称「遊びの教室」及び保育所巡回相談事業などを実施しております。

まず、ことばの教室についてであります。第二田名部小学校の教室を借用して平成18年度から実施しており、主に言葉のおくれが気になる未就学児を対象として、話す力、聞く力、人とかわる力を養い、安心して小学校に就学できるように療育的指導を行っております。むつ養護学校などのご協力をいただきながら、3名の療育指導員がその指導に当たり、3歳から6歳までの児童の利用者は、平成25年度において29名となっております。

次に、遊びの教室についてですが、発育発達のおくれが疑われるお子さんとその家族を対象として平成10年度から実施しており、青森県発達障害

者支援センターやむつ養護学校などのご協力をいただきながら、遊びを通して発達を促すための支援や助言などを行っております。かわうちまりんびーちでの海遊びや釜臥山スキー場でのそり遊び、あるいは東通村でのブルーベリー狩りなど1日コースが年6回、下北文化会館での半日コースが年21回開催されるなど遊びの教室の登録者数は年々増加傾向にあり、現在のところ66名となっております。

最後に、保育所巡回相談事業についてですが、平成18年度から実施しております。継続的に支援を必要とするお子さんについて情報交換を行い、状況に応じてむつ養護学校や市教育委員会のご協力をいただきながら、家庭や集団生活の場における対応や今後の方向性を導くことを目的として実施している事業となっております。むつ市といたしましては、各教室の参加者もふえてきておりますことから、現在取り組んでいる事業を継続しながら、また他自治体での取り組みについても参考としながら、就学を見据えたよりよい支援体制を目指していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、高齢者施策についてのご質問の2点目、介護マーク配布事業についてお答えいたします。介護マークにつきましては、現在静岡県を初めとして茨城県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県及び島根県の7県で実施しておりますが、東北6県においては実施している県はなく、市町村単位でも岩手県1町、山形県5市町のみにとどまっており、青森県内では取り組んでいる自治体はありません。青森県は、厚生労働省の通達後、認知症対策検討委員会に情報提供し、利用について協議していただいたそうですが、悪用することも考えられるという意見があり、結果として積極的に推奨するところまで方向づけできず、介護マークを活用するのは各市町村の判断でお願いしたいとのこ

とであります。本市といたしましては、そのような県の姿勢も踏まえつつ、認知症対応については地域住民に対し、介護に関する知識の普及啓発を図るため、市内3カ所の地域包括支援センターが中心となり認知症サポーター養成講座や市内8カ所の在宅介護支援センターに委託して、家族介護教室を実施し、地域に住む要介護者及び家族介護者に対する理解を広めているところであります。したがって、今のところ介護マークを配布する必要性は低いものと考えておりますが、今後の他市の動向を勘案し、研究していきたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ひとり親家庭支援についてのご質問の1点目、本市の現状についてと2点目、婚姻歴のないひとり親の実態については、関連性がございしますので、まとめてお答えいたします。

本市における母子家庭と父子家庭の状況であります。児童扶養手当法に基づく児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況から、平成26年1月末現在の母子世帯数は777世帯、父子世帯数は75世帯、合計で852世帯となっております。このうち未婚の母子世帯は49世帯、未婚の父子世帯については1世帯で、合計50世帯となっており、10年前の未婚の母子、父子世帯は合わせて34件でありますので、約1.5倍にふえております。

母子家庭及び父子家庭に対する経済的な支援といたしましては、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の支給、18歳に達するまでの子と親の医療費の負担軽減をするひとり親家庭等医療費助成制度、また就職に必要な資格、技能を身につけるための講座を受講した費用の一部を助成する母子家庭自立支援給付費補助事業、さらに母子家庭のみを対象とした事業ではあります。経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的とした母子寡婦福祉貸付金制度があり、修学資金や就学支

度資金として利用されております。

また、保育所の入所審査においては、優先順位を高くし、親御さんの就労と子育ての面からの支援にも努めておりますし、2名の婦人相談員を児童家庭課に配置して、さまざまな相談業務に当たっているところでもありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問3点目、みなし寡婦控除の導入について、市長答弁に補足説明いたします。まず、寡婦控除は、女性または男性の納税義務者が配偶者と死別し、もしくは配偶者と離婚した後婚姻をしていない場合、または配偶者の生死が明らかでない場合に受けられる所得控除です。しかし、この寡婦控除につきましては、婚姻していたことが条件となるため、同じひとり親世帯でも、婚姻していたか否かにより税法上の控除が受けられる方、受けられない方がおります。現在本市の認可保育所に乳幼児が入所している母子、父子世帯は186世帯ありますが、そのうち寡婦控除の適用外となる戸籍上婚姻歴のない未婚の世帯は11世帯で、このうち2世帯が市民税課税世帯のため保育料が課されております。このみなし寡婦控除については、少しずつ全国的に広がってきておりますが、本市においても保育料を初めとし、病後児預かり事業の利用料金及び市営住宅の家賃についても平成26年度より実施していくこととしておりまして、ひとり親世帯へのさらなる経済負担軽減策として取り組んでいきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子供の健康についてのご質問にお答えいたします。まず、就学前の子供の肥満の現状と課題、そして対策についてであります。市が集団で行っております乳幼児健診は、10カ月児健診に始まり、その後1歳6カ月、2歳、3歳と段階を経て実施しているところであります。健診の際には、体重測定を行い、肥満あるいはやや肥満など

の項目に分けて、それをデータとして整理しておりますが、特に肥満割合が高いあるいは年々肥満がふえているというような顕著な特徴はあらわれておりません。参考までに申し上げますと、3歳児健診における肥満あるいはやや肥満の割合は、平成23年度1.2%、平成24年度0.8%となっております。子供の肥満の70%は、食生活や運動習慣などの生活習慣によるものとされており、現在策定中でありますむつ市健康増進計画第2次健康むつ21におきましても、短命市返上に向けまして、肥満対策はまさに今取り組まなければならない重要課題の一つとして位置づけております。

市では、子供たちに正しい食習慣を身につけてもらうために、幼稚園や保育園、小学校などに出向いて「いただきます教室」を実施しております。また、ゆっくりとよくかんで食べることは肥満防止にもつながることから、歯及び口腔の健康対策として、虫歯予防教室や離乳食教室、そして各種健康教室の場面において、正しい口腔管理ができるようにブラッシング指導などを行っております。

市といたしましては、今後とも子供の時期に形成される生活習慣の改善を図るため、家庭、地域、学校などと連携を図りながら、子供の肥満対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、就学前の子供の視力の現状と課題、そして対策についてお答えいたします。子供の視力は、生後外の世界を見ることによって、どんどん発達し、6歳ころには大人と同じくらいの視力になると言われております。そのため、6歳までに起きる目の異常は、視力の発達に大きな影響を与えることとなり、また子供の目は大人の目に比べると視力低下のスピードが3倍以上速いと言われております。デジタル機器が氾濫している現代におきましては、子供も大人も目を酷使する状況がふえてきておりますことから、家

庭における子供の観察、子供への指導が非常に大切になってまいります。3歳児健診において、国際標準に準拠した視力検査を行っておりまして、必要に応じて医師の診察につなげているところでもあります。平成24年度の3歳児健診受診者464名のうち、眼科医の精密検査が必要なお子さんは13名、うち3名が治療開始となっております。市といたしましては、各種健康教室及び広報などを通じ、子供の目の健康管理につきましては、広く啓発周知してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

最後に、ご質問の3点目、メディアからの影響について、子供や保護者への注意喚起の取り組みについてお答えいたします。テレビやゲーム、パソコン、携帯電話などの長時間使用による健康被害の問題が後を絶ちません。睡眠不足による生活リズムの乱れ、コミュニケーション能力の減退、視力低下、運動不足などさまざまな影響が懸念されているところです。市では、10カ月健診の際に赤ちゃん向けの絵本を配布したり、ボランティアによる読み聞かせなどを行うブックスタート事業を実施しております。活字離れ、本離れが問題視される中で、絵本を通して親子のきずな、触れ合いを深めることを目的に実施している事業であります。取り組みとしては小さなものでありますが、できることを1つずつ積み上げ、各種健康教室などの場面におきまして、メディアがもたらす健康への影響について、広く啓発してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 細部にわたり、丁寧なご答弁ありがとうございます。

学びの教室については、私の思いが強いような感じがありましたが、実はことばの教室と同じように重ねてお願いをいたしますが、発達障害の子供たちには本当に大切な支援だと私は思います。

遊びの教室も、もちろんそうでございます。常設していただくのが本当に大切です。保護者の願いは、何より子供の自立です。早期支援により、苦手な部分を補う技術を学ぶことで自分を肯定的に捉えられ、二次障害に陥ることを防ぎ、自立し、働くことのできる大人への成長につながるのです。この学びの教室について、事務方の方にはもう一度調査研究と推進に向けてのお力添えを重ねてお願いをいたします。

詐欺被害対策についてですが、警察からは個人情報絡みがありますので、情報等は出てこないと私も思っておりました。皆さん報道でご存じのとおり、84歳の方のロトのニュースが出ておりました。市長答弁でもございましたが、今、市では「振り込め詐欺撃退！「迷惑電話チェッカー」無料モニター募集中！！」ということがホームページを通して載っておりましたけれども、なかなか高齢の方には難しいところも多々あると思います。実は、防災行政用無線を利用して、この詐欺被害撃退を推進しているところがございます。相模原市ですが、今の2月19日から防災無線で、特に相談が多かった地域とか、その事案事案によつての対応と聞いておりますが、相談の内容に対していろいろホームページとか市政だよりとかわかるのですが、84歳とか、高齢になる方に直接声の届くサポートをしていただきたいというのが私の願いです。お金は命です。危機管理という立場から、市長の思いを一言伺います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この高齢者詐欺被害に対する取り組みというふうな中で防災行政用無線放送を使えというふうな、使っているところもあるというふうなことでございますけれども、これなかなか防災行政用無線放送をしますと、災害のときだとか、そしてまた頻繁にやることによって市民からの苦情も来ているのも事実でございます。は

っきり申し上げまして、先般の大雪の後に除排雪の協力をお願いしましたら、かなりの苦情が参りました。非常にうるさいと、はっきり申し上げまして。それは、わかっているのに、何でこんなに細々放送するのだというふうな苦情の声も来ておりますので、この部分については研究をしていかなければ、詐欺被害については研究をしていかなければいけませんけれども、民生委員を通してペーパーでお伝えするとか、民生委員の方々のご協力をいただいて口頭でお願いするとか、市政だよりには事案が発生するたびごとに、報道されるたびごとに、目立つような形での広報は相努めていきたいと、こういうふうに思いますので、なかなか放送につきましては、ちょっと難しいところがあるということでご理解をいただければなど、こういうふうに思います。

○議長（山本留義） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 先日交通事故の死亡事故が多いということで、交通事故に対しての注意喚起ということで防災行政用無線を使われたこともありましたので、詐欺も同じように直接お金ということですので、検討方も含めてよろしく申し上げます。

子供の健康について、子供たちの長時間のメディア接触は、先ほど教育長からもお話ありましたように、本当に子供の体に大きく影響しております。松江市では、全小学校34校、中学校15校で、ノーメディア、ノーテレビ運動を年3回、1週間取り組んでいます。その成果として、小学6年生の女の子の感想を紹介します。「私はノーテレビ、ノーゲームをやっていないときは悪いことがいっぱいありました」ということで、何項目か感想文を寄せられています。時間の制約がありますので、ここでとどめ置きますが、子供の健康に対しては、事務方の方には力をいただいて、本当に県レベルまでは何とか上げていただきたいと思っております。

す。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山本留義） これで鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（山本留義） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。12番齊藤孝昭議員。

（12番 齊藤孝昭議員登壇）

○12番（齊藤孝昭） 12番の齊藤孝昭です。むつ市議会第219回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、自治基本条例について、地域経済について、教育行政についての3点であります。

初めは、自治基本条例についてであります。この項目については、前日の川下議員が一般質問しましたが、多少要点を変えて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

自治基本条例とは、地域課題への対応やまちづくりを誰が、どんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文書化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例をいいます。この条例を導入している多くの自治体では、情報の共有や市民参加、協働などの自治体の基本原則と自治を担う市民、首長や行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開や行政が行う計画や審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定める住民自治に基づく自治体運営の基本

原則を定めた条例のこととなっています。

約1年半前の平成24年8月、市長は自治基本条例制定の可否を判断するよう市民協働まちづくり会議へ諮問しました。それを受けて、市民協働まちづくり会議は、審議を重ね、本年1月14日、市長に対し、市民協働まちづくり会議の山本会長から自治基本条例を制定する必要があるかどうかについて、現時点では時期が早いとの答申を受け、さらに市民、行政、市議会のいずれも現状では協働についての理解が不十分と指摘され、まずは知恵を出し合い、力を合わせる協働を実践していくことが大切と述べたと新聞に掲載されました。市長は、この自治基本条例の必要性についてどのような所見をお持ちなのか、昨日の川下議員の質問にも答えておりますが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、市民協働まちづくり会議からの答申に附記された4つの意見がありました。1つ目は、むつ市市民協働指針の具体的な取り組みを進める必要があること、2つ目は、自治に対して努めて市民に情報提供して、市民としての参画意識の高揚を図ること、3つ目は、自治基本条例の有無にかかわらず、既に実践されていること等の検証が必要であること、4つ目は、自治基本条例について、引き続き市民、議会、行政それぞれの意見を交換する機会を設ける必要があること、以上4つの意見に対し、それぞれどのような具体的な対応を今後していくのかお聞かせを願いたいと思います。

さて、このむつ市自治基本条例は、どのようなタイミングで条例提案に至るのでしょうか。昨日の川下議員の質問に対して市長からは、検討するかどうかについて、まだ考えがまとまっていないというふうな話をしておりましたが、前段の市民協働まちづくり会議からの4つの意見を重点に、それを尊重した取り組みとなると思いますが、取り組み結果の評価や判断の材料になる物差しをつ

くるのが非常に難しいことと思います。今後の展開について、むつ市自治基本条例制定までのプロセスをお示してください。

次は、地域経済についてであります。地方に住む私たちの生活は、今後どうなるのだろうと思う市民の皆さんは大変多いと思います。中央では、円安により高額な買い物をする人がふえたり、自動車業界を中心に輸出業種や証券会社、さらには大手銀行など一時金の支給や給与、ボーナスの増額など、うらやましい話題が報道されております。確かに株価や有効求人倍率など経済指標の数字上では改善してきていますが、景気回復を実感していないという人が8割に上るとも報道されております。政府は、4月からの消費税率の引き上げに伴い、5兆円規模の経済対策を実施する見込みであります。私たちにも景気の回復感が味わえる状況になるのでしょうか。最低でも物価の上昇分プラス消費税分を吸収できるだけの収入の増加がなければ、市民の生活は苦しくなるばかりであります。

安倍新政権のもと、我が国の経済再生に向けた取り組みに対し、中央での成果は絶大なものになっていると思います。しかし、地方に対する対応はいま一つと感じます。安倍総理はアベノミクス効果を地方の隅々まで実感させると言っておりました。具体的にどうすればそうなるのか、非常に不安になりますが、ある意味信じたいと思います。

さて、新年度からの地域経済はどうなるか、年金生活者を含め、住民の皆さんの収入がふえる要素は見当たりません。あわせて原材料の高騰による物価の上昇、消費税率の引き上げ、公共料金や生活必需品の値上げ、さらに社会保障費の引き上げなど、家庭の出費は大幅にふえることとなります。毎月の不足分は貯金を取り崩したり、出費を控えたりするしかない状況となれば、消費の低迷により地域の経済に影響し、悪循環になるのでは

ないかと心配をします。

また、後に消費税率をさらに10%へ引き上げる予定となっております。平成26年度単年度の地域経済の見通しについて、また平成27年度以降の我が地域の経済の見通しについて市長の所見をお伺いいたします。

次は、苦しい住民の生活に対し、行政は何ができるのかということであります。4月からの生活状況が厳しいものになるのではないかとすることは前段で申し上げました。政府の経済対策についても理解をしています。市の財政が厳しいこともそのとおりだと思います。というものの、むつ市に住む方々に対し、何ができるのか、検討しないわけにはいきません。今年度の予算編成は、既に提案されていますので、新たな施策といっても、今後の国の政策に左右され、ある意味委ねるしかないものと思います。しかし、好景気の波が地方までたどり着く見通しの根拠が薄い中、住民生活の不安を少しでも解消する施策を考えるのが政治の役割だと思います。地域経済が安定または好転するまでの間は、さらに各事業の見直しなどを行い、財源を確保したうえで、一つの例ですが、電気料金の還元をすることも方法ではないかと思えます。

まちは、たくさんの人によって成り立っています。そして、政治は光の届かないところに光を届けることです。苦しい住民の生活に対し、行政は何ができるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

最後は、教育行政についてであります。平成20年に改正された新学習指導要領の実施は、小学校で平成23年4月から、中学校では平成24年4月から実施に至っています。今回は、その中の一つである道徳教育についてお伺いいたします。道徳教育とは、人間としてのあり方や生き方を教えることだと考えます。この新学習指導要領では、道徳教

育について、学校、地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、保護者、地域との連携、外部講師派遣、道徳教材の活用など、自治体等における多様な事業の支援を行うことによる道徳教育の一層の充実を図ることとしています。そして、平成26年、ことしの新学期から道徳教育の時間数が1.5倍になり、教科書も新しいものになるとお聞きしました。さらに、将来は道徳を教科として実施したいという政府の考えもあるようです。道徳教育を再度考え直すことについて、教育委員会委員長の所見をお伺いいたします。

次は、ゆとりのある教育現場についてであります。道徳や倫理といった基本的な教育を施すことは、教育現場では当然のことだと思います。そして、学級崩壊や児童・生徒の非行やいじめ等の社会問題が発生した際は、学校では子供たちに時間をかけてゆっくり、じっくりと指導しなければなりませんし、保護者や上部機関への説明や報告を行わなくてはなりません。また、授業としての道徳以外でも日常の学校生活や部活動などでも道徳教育をしっかり行うことは当たり前のことと思います。

ところが、現在の教育現場では、学校の通常カリキュラムがめじろ押しで、教師はただでさえカリキュラムや学校行事をこなしていただくだけで精いっぱいだと思います。さらに、学力の低下を招かないよう対処しますし、部活動も受け持ち、教職員の皆さんの日常は時間に追われ余裕がない労働環境となっていることは間違いないと思います。そして、事例が発生した際の児童・生徒に対するゆっくり、じっくりといった対応は厳しいながらも、今は何とか対応しているというのが実情ではないでしょうか。教職員の不祥事、生徒の非行やいじめや事故、そして不登校になった生徒の対応や保護者からの意見、要望などに柔軟、そして真摯に対応する余裕がないものと感じます。平日は、早

朝から深夜まで、土曜日にも部活動、さまざまな理由でリタイヤする方も多いと聞きます。

先日の東奥日報の社説に、教育行政にとって、県内の小、中、高、特別支援学校で働く約1,160人の常勤、臨時講師は、人件費の抑制、教員の雇用調整をしやすい調整弁となってきた。しかしきめ細かい教育のためには教員数の確保だけでなく質の向上が欠かせないと掲載されています。そのとおりだと思います。教員の増員や採用は青森県が行うこと、そして財政的な困難さも承知しています。しかし、地域発展の根幹は教育にあると思いますから、むつ市の将来のためにゆとりのある教育現場を実現すべきと考え、教育委員会委員長の所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員の自治基本条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、自治基本条例の必要性についてであります。この条例制定の目的は、一般的にまちづくりに関する基本的な理念、基本原則及びまちづくりの仕組みを明確にし、まちづくりを進めるうえで重要となる住民の権利と責務、行政の役割と責務などを定めることで活力に満ちたまちづくりを実現するというものであります。この条例制定による効果として、自治体運営の仕組みについて、市民、議会、行政で共通認識を持つことができ、活動の質を高めることができること、また将来にわたって市民が主役となった自治を進めていくことが明確になるといったことなどが上げられております。

一方で、条例を制定すればよいというだけのものではなく、それをつくるプロセスや、制定した後市民や行政がどういう取り組みをしていくかが最も大事なポイントであると言われておりま

す。この条例は、市民、行政などそれぞれにかかわってくるものであるだけに、もしつくるのであれば、それぞれが必要を十分に理解したうえでなければ条例としての意義は乏しくなり、期待される効果はほとんどなくなってしまうものと考えるところであります。

次に、ご質問の2点目、市民協働まちづくり会議の答申に附記された4つの意見に具体的にどのような対応をするのかということであります。附記意見の1つ目、市民協働まちづくり会議がさきに答申した市民協働指針の具体的取り組みを進める必要があることについてであります。この市民協働指針では、「みんなが生きがいを感じる希望のまち」を目指し、協働のまちの姿として、「つながるまち」、「生み出すまち」、「はぐくむまち」、「やすらぐまち」の4つのまちの姿を掲示しております。この中において、土台となるのは「つながるまち」であることから、第2期となる市民協働まちづくり会議を核として、従来の話し合い主体の枠組みを超え、さまざまな活動を通じて「つながるまち」実現のためにあらゆる可能性を追求していくことが必要と考えております。

次に、自治について、努めて市民に情報提供して市民としての参画意識の高揚を図ることについてであります。これは1つ目とも関連するものであり、「つながるまち」をつくり上げていくためには情報の収集や発信が大きなウエイトを持つこととなり、中でも実践事例などを紹介していくことなどにより理解が深まっていくのではないかと考えております。

次の自治基本条例の有無にかかわらず既に実践されていること、条例が制定されなければ実践できないこと等の検証ということにつきましては、条例とそれ以外では重みや影響力が異なってくるものであります。これにつきましては、他自治体の事例なども参考に研究してまいらなければな

らないと思っております。

最後の自治基本条例について、引き続き市民、議会、行政、それぞれの意見を交換する機会を設ける必要があることについてであります。市民協働まちづくり会議では、市民目線により自治基本条例を考えるという趣旨での検討でありましたが、さまざまな異なる意見がある中で、市民協働まちづくり会議として要否について統一した判断に至らなかったという理解をしております。十数名の会議でも多種多様な意見があることから、市民全体ではさらに多くのさまざまな意見のあることが想定されます。この意見交換の機会については、現段階ではまだ予定を申し上げることはできませんが、どのような方法が可能であるか、またどのようなタイミングがよいのかなども含め研究課題としてまいりたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、もし自治基本条例を制定するとしたらどのようなプロセスになるのかということであります。一般的な例で申し上げますと、まず市民による検討委員会を立ち上げるために検討委員会条例を議会で御議決を願うということから入り、その後公募の委員や各種団体等から推薦された委員などで構成する検討委員会において、条例の素案を検討していくことになろうかと考えております。ある市においては、30回以上の会議を開催したようですが、月2回の開催としても、1年以上の期間を要することとなり、またその間において、市民に周知を図るためのニュースレター等の発行、啓発を図るための講演会やフォーラムの開催、さらにはポスター、チラシからSNSに至るようなさまざまな媒体によるPRも行うことが必要になろうかと思っております。素案ができ上がった後はパブリックコメントを行い、広く市民の意見を伺い、必要によっては修正を加えて検討委員会から市長に対して答申を行うという流れになろうかと考えております。その

後議会に提案し、御議決をいただきましたら条例施行ということになります。最初の検討委員会条例制定に係る準備期間から積み上げますと、おおむね2年から3年の期間は必要になるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、地域経済についてのご質問の1点目、平成26年単年度の地域経済の見通しについて、また平成27年度以降はどのように予想するのか所見を伺うについてであります。平成24年12月に第2次安倍内閣が発足してから1年余りが経過し、安倍内閣が打ち出した大胆な金融緩和と機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略などの施策、いわゆるアベノミクス効果により内閣府が公表している2月の月例報告では、景気は緩やかに回復しているとしておりますが、景気回復が見られるのは中央を拠点とした大手企業だけという見方もあり、むつ市を含む地方経済にはなかなかその兆しが見えてきていないのが実情であります。

円安により輸出産業には好影響が見られる一方、輸入に頼らざるを得ない原油や原材料などの高騰は、1次産業や加工製品にまでも影響を及ぼし、さまざまな生活必需品が値上がりするなど市民生活は厳しいものになっており、4月からの消費税率引き上げを見据えた駆け込み需要により経済情勢は上昇傾向が見られるものの、その後の反動が懸念されるところであります。

地域経済が潤うためには、個人消費が伸び、地域でお金が回ることが必要となりますが、さまざまな生活に伴う経費がかさむことによって、おのずと財布のひもがかたくなることに加え、近年はネットショップや通信販売などの普及により市民の消費するお金が地域へ還元されるとは限らない状況となっております。

また、平成27年度以降には、消費税率が10%に引き上げられる予定となっておりますことから、ますます地域経済は厳しい状況になることが予想

されますが、アベノミクス効果による景気回復の余波が地方にも達してくることを期待しつつ、市政運営に取り組んでまいります。

ご質問の2点目、苦しい住民の生活に対し、行政は何ができるのかについてであります。本定例会初日の平成26年度一般施政方針でも触れましたように、消費税率の値上げで電気料金の値上げ、燃料費の高騰、社会保障関係経費の増加は市の財政にとりましても相当な負担要素となっており、加えて電源立地地域対策交付金における原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の交付単価の減少が大きく影響し、予算編成のうえでもこれまで以上に苦勞を強いられたところであります。

当市の重要な財源であります電源立地地域対策交付金の使途につきましては、平成15年の制度改正を契機とし、ハード事業を中心とする従来の対象事業に加え、地域活性化に資するソフト事業等が交付対象事業に追加されたことから、財政基盤の脆弱な当市におきましては、各種ソフト部門に充当するとともに、新たな財政需要への対応も含め、有効かつ効果的な活用を図ってきたところであります。

社会情勢が目まぐるしく変化する中、平成27年度からは普通交付税の段階的減少が始まることになっており、今後さらに厳しい財政運営が予想されますことから、現在の市民サービスの質を維持し、新たなご要望等にお応えするためにも、現時点で電気料金還元事業を実施することは極めて難しいものと考えております。

これまで述べましたように、大変厳しい現状ではあります。新年度は市民の健康維持のための特定健診及びがん検診の受診率向上を図るとともに、乳幼児のB型肝炎、ロタウイルス、おたふく風邪に対する予防接種費用の一部助成事業を新たに実施することとしております。

また、障がい者や高齢者福祉向上を図るため地

域包括支援センターの機能充実と、より一層の地域包括ケアシステムの構築と推進に努めるとともに、昨年の災害対策基本法の改正を受け、高齢者や障がいがある方等災害時の避難行動に援護を要する方々について実効性のある避難支援ができるよう体制を整備してまいります。

さらに、4月から消費税率が引き上げられることに伴い、低所得の方や子育て世帯への負担を軽減するために国が行う臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給につきましても、事務手続が整い次第実施してまいります。

そのほかにも、市内中小企業への支援策として、金融機関へ支払う保証料の負担や利子補給事業を継続してまいりたいと考えておりますし、市民生活安定のための事業を種々取り組むこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会から答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 斉藤議員のご質問にお答えします。

教育行政についてのご質問の1点目、道徳教育の再考についてであります。平成25年3月、文部科学省では道徳教育のさらなる充実に向け、道徳教育の現状や課題を検証しつつ、これまで道徳用教材として全ての小・中学生に配布してきた「心のノート」の全面改訂や、教員の指導力向上の方策、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化の具体的なあり方などについて検討を行うため、道徳教育の充実に関する懇談会を設置しました。

10回にわたる審議を経て、平成25年12月26日に最終報告がなされ、現在は教科外活動とされている道徳の時間を特別の教科として新たに教育課程に位置づけること、国の検定を受けた教科書を導

入すること、記述式の評価を行うことなどが提言されております。本来国語や算数などの教科とするためには、検定教科書を用いること、数値による成績評価を行うこと、中学校では教科の免許を持つ教師が指導することが必要とされております。しかし、最終報告では、道徳の専門免許は必要ないとされておりますほか、子供たちの心の内面を育てる道徳について数値による評価を行うことは不適切であるとし、記述式の評価を行うことなどが例示されております。なお、「心のノート」は、全面改訂となり、「私たちの道徳」としてこの4月から配布され、活用が図られることとなっております。

文部科学省は、今回の道徳教育の充実に関する懇談会の提言を、近く中央教育審議会に諮問することとしております。しかしながら、道徳教育の改善、充実の方策についてはさまざまな考えがあり、子供たちの心を育てるためには何が必要なのかを具体的に指し示すための慎重な議論が今後も求められるものと思います。

むつ市教育委員会といたしましては、国の動向を見守りながら、子供たちの豊かな心を育むため、現在各学校で行われている道徳教育の一層の充実が図られることが大切であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ご質問の2点目、ゆとりのある教育現場についてお答えいたします。斉藤議員がお尋ねの趣旨は、教育現場で働く教職員が授業を中心とした教育活動ばかりではなく、部活動などのさまざまな教育活動や保護者への対応などにより、時間的なことや心にとっても負担が大きくなっているのではないかとの思いからであろうと受けとめております。

まず、教員の配置に関する制度についてお話しいたしますと、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって基本的

な教員の定数が決まっております。また、青森県教育委員会においても、国の基準をにらみながら、県教委独自の配置基準として小学校1学年から3学年までと中学校1学年では基本的に33人を超える学級としないために教員を定数に加えて配置し、学級数をふやすことのできる「あおもりっ子育てプラン」事業を行っております。これに加えて、各学校の指導方法の工夫改善に取り組んでいる学校に対しましては、マンパワーを加えることによって、その取り組みを支援する加配、つまり定数を超えて教員を配置しております。この加配教員は、所管の小・中学校では総数で35人で、教員の多忙化対策としても大きく寄与しているものと考えております。

さらに、むつ市独自の取り組みを申し上げますと、議員ご承知のとおり、当市では教育政策の基軸であるむつ市教育基本計画に基づくむつ市教育プランにおいて、小中一貫教育によって中1ギャップの解消や学力向上を推し進めていく中で、市費で採用している教員である小中一貫教育学習支援員10名を、市内にある全ての中学校9校を拠点として小中一貫教育活動による教員の負担を補うべく活動していただいております。また、多動や情緒といったさまざまな問題を抱える児童・生徒がしっかりと教育活動に向かうことができるようスクールサポーターを配置し、今年度では26名が市内小・中学校において教員の負担軽減を図ってきているところであります。

このほか児童・生徒と教員が体と心を休めることを目的に、平日の1日と土日のうちの1日、週に2日は部活動を行わないよう全校で申し合わせているところであります。教職員の方々には、大変ご苦勞の多いこととは思いますが、皆さんが目指した教員としての誇り、そして気概を持って教育活動に取り組んでいただきたいと思っ

ける環境を整えていかなければならないというゆとりのある教育現場を教育委員会として創造していく努力をしていかなければならないとも思っております。

議員ご指摘のゆとりのある教育現場の実現に向けましては、市の教育委員会ですること、県教育委員会にお願いしなければならないことがあるわけですが、市教委としてどんなことができるのかを検討していくほか、県教委に対しましても、機会を捉えて教員の増員について要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） 1点目の自治基本条例について、少し再質問させていただきます。

きのうの川下議員に対して市長の答えは、自治基本条例制定について、こだわらないというふうなことで、けさの東奥日報にも記載されておりました。しかし、今の答弁、一連を聞いていますと、こだわらないというよりも、制定に向けてさまざまな段階を踏んで進めていくのだというふうなニュアンスで聞こえましたが、本旨のところはどちらなのでしょう。こだわらないのか、こだわりののか、どちらなのでしょう。お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、市民協働まちづくり会議のほうに諮問いたしまして、答申、時期尚早というふうなことでございまして、こだわらないというふうなのは、今の時点ではこだわらない。しかしながら、やはりこれは積み重ねが大事であると、こういうふうに思います。平成26年度の当初予算にも、この部分において、つながるまち推進事業というふうなことで、その部分でさまざまな予算措置をしております。やはり行政も、そして市民の皆さんも、そういうふうな共通の意識を持つと、共通の土台で、共通の意識を持って、さ

さまざまなツールを使って問題を考えていこうと。こういうふうなところが出てくれば、こだわらないということは当然排除されるものであらうと思います。ですから、これは全く否定をしているものではありません。しかしながら、他市の状況を見ますと、条例を制定することが、どうも目的化しているようなところが見られます。私は、そういうふうな手法はなるべく避けたい。やはり機運が醸成されてさまざまな各団体、地域、行政、そしてまた議会のほうの議員さん方は、皆さん既に当然この部分のご理解をしていると思いますけれども、そういうふうなところをしっかりと醸成機運を我々がお手伝いをしてやっていかなければいけない、自らも学んでいかなければいけない。

最近平成25年度は、特に「協働の風」というふうなことでニュースレターを配布させていただきました、何回か。そして今、その気持ちが職員の中にも非常に芽生えてきておりまして、職員自らがSNSを通じてさまざまな形で、これはファンディングとかというふうな用語を使って、さまざまな動画を発信しまして、非常に市民協働の雰囲気盛り上げていると。それがもっともっと職員間でも理解を深め、その部分がSNSを通じて市民の皆様方、そしてニュースレター、文字媒体を通じて市民の皆様方、各団体、そういうふうな形で浸透して行って、さあいよいよつくるぞと、我々の体制はこうなのだというふうなところが出てくるといふことは、私は非常に期待をしております。つまり実践の事例をふやしていかなければ、それが私は必要であるし、その実践の事例をふやす工夫を行政として取り組んで大いに盛り上げていくことによってこの自治基本条例が、我々が、そしてまた皆さん議員各位も期待をしている自治基本条例が生み出されるものでないかと、そういうふうな期待をしておりますので、もっともっと掘り下げて、

私自身も学び、行政自身も学び、市民の皆様方には学びの場所を大いに提供させていただき、今度は市民協働まちづくり会議の専門アドバイザーだとか、それからプラットフォームを検討しようとか、講演会、そしてまた今お話をしましたファンディングだとか、そういうふうな部分を大いに裾野を広げて、この部分が浸透して、初めて私たちが、斉藤議員も望んでいるような自治基本条例、そういうふうなものが生まれ出されるものではないかと期待をしております。

この部分においては、関東のほうでは鎌倉市、これが取り組みました。途中で頓挫しました。そういうふうな事例もあります。それから、条例ですと、パターンがある程度あります。前文、この部分だとか、そしてまたさまざまな形でパターンがあります。前文があり、総則があり、情報の公開と共有、こういうふうなもろもろの形の中で、条例にはそういうふうな形でパターンがあります。そのパターン化されてしまう。そのパターンの中に非常に懸念されるパターン化された文言が散見されます。この部分は、例えば条文の例では、「条例は、本市の自治の基本を定める最高規範である」と。そして、「他の条例、規則等の改廃及び運用に当たっては、この条例との整合性を図らなければいけない」、これが自治基本条例が他の条例に優越するということは法律上は認められないという学説もありますので、そういうふうなものをしっかりと我々が学び、行政が学び、そして市民の皆様方にご理解をしていただき、そして機運が醸成されてむつ市独特の、独自の自治基本条例が生み出されてくるものと、こういうふうな期待をしておりますので、我々行政としては情報をしっかりとお伝えをし、学びの場を提供する、そして情報をお伝えをしていく平成26年度に向けて取り組んでいきたいと、こういうふうな思っているところでもあります。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） よくわかりました。ぜひ市長の思いが実になるように頑張ってもらいたいと思います。

次は、地域の経済についてであります。平成26年度、新年度からの住民に対する措置というのは、たくさん並べていただきました。確かにやれる範囲の中で十分だとは言えませんが、やることはやるというふうなことはわかりましたので、それでいいと思います。

ただ、平成27年度以降、5兆円規模の経済対策をしようとしている政府の考えですが、公共事業を中心にというふうな話をよく聞きます。つまりどういうことかという、公共事業というふうになると、例えば事業の項目が補助金でつきましたということになれば、国の持ち出し分と地方の持ち出し分、つまり全額国が出すわけではなくて、必ず持ち出しがあるわけです。経済対策のためにその事業をやりたいと思っても、財政が厳しい折、当然やりたい事業もやれないというふうな事態に今後陥るのではないかと、借金が多くて。そういうところの準備とか、割のいい公共事業、または国からの支援みたいなことをきめ細かに事務方で探しながら精査して、平成27年度以降に地域振興がうまく進むように、経済が衰退しないような方法をやっていく必要があると思うのですけれども、そのところの考え方はどうなのでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今まさしく齊藤議員がお話をなさったことを、先般予算査定が終わった後の庁議で私も発言をいたしました。これは平成26年度当初予算、今上程をしております。今度平成27年度に向かっては、国の概算要求、夏ごろまでにある程度まとめていかなければいけません。さまざま部分で、補助金があるからそれに乗っかると。これは、当然地元負担もあるわけでございます。

その部分では、例えば公共事業、建物、こういうふうなものが多分想定をしていると思うのですが、この部分においては、やはり身の丈に応じたそういうふうな施設、そして補助金がついたからすぐに乗っかるというふうなことではなくて、よくそのところは精査をして、身の丈に応じた、財布に応じた、そういうふうな形で話をいたしました。この部分においては、もう4月からの概算要求、この部分においては十分事務方に命じて、そういうふうなところは文書化して、私の気持ちを伝えていきたいと、こういうふうに思っております。まさしく今齊藤議員がお尋ねのこの部分については、十分留意をして財政運営をしていかなければもたない状況になってきておるわけでございますので、ただいまのご提言をしっかりと受けとめた形でこれからも対応していきたいと、健全な財政運営をしていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 市長の答弁が余りにもよかったもので、ちょっと議長指名するのを忘れてしまいました、済みません。

教育委員会に質問します。教育長のさっきの答弁でいくと、学校現場はある意味先生方の人数も確保されているし、それなりの教育現場になっているのだというふうな答弁のように聞こえましたが、果たしてそれって本当なのかということをお聞きしました。なぜかという、これは中身がどうなっているのかわかりませんが、よく学校の前を通りますと、当然朝通学の時間前から先生が校門の前に立っていたり、夜遅く職員室の電気が、いつ消えるのかわからないのですけれども、ついていたりというのがしょっちゅう気がつくのです。それって一般のサラリーマンだと、何時から何時までという仕事の時間がありますが、学校の先生はないのかというふうなことをよく感じて

いまして、教育長のさっきの答弁でいくと、もうそれなりに対応できているというふうなことでありますが、それは1日の仕事の中で、または1週間の仕事の中で、または1年間の仕事の中で、ならしたら、確かにそうかもわかりませんが、朝早くから夜遅くまでというのが恒常化しているのではないかと。それが本当に果たして当たり前の仕事の仕方なのかというふうなことを考えると、私はそうではないなというふうに思いますが、教育長の答弁はどうかというふうに思ったのですが、今言ったことに対して、どんな所見をお持ちでしょうか。少しお願いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今の質問に対しましては、先ほど壇上で述べましたのは、まず教員配置についての現状はこうであるということで、国や県についても配慮はなされてはいる。しかしながら、学校現場ではそういう配慮にもかかわらずやはり忙しい、そして大変だという状況はあるというのは認識しておりますし、私自身春になりますと、全部の学校を回るわけですが、校長先生方に言うことは何を言うかという、「先生方、何時に帰りますか」と。遅い学校については、早く帰してくださいというふうなことをお願いしていますし、それからそれは多忙さということだと思っております。時間的に、物理的に勤務時間が長いという多忙さ。それから、もう一つは、先ほど議員もおっしゃったように、心のゆとりがない、それは多忙感だろうというふうに思うのです。それにつきましては、あるところで調査をしたところがあるのですが、教員に対して、「忙しくても負担を感じないときは」という質問をすると、その結果は、「やりがいを感じる時」、これが71.5%、こういうふうに感じるときは忙しくても負担を感じないのだというふうに言っています。それから、「児童・生徒のためになると思えるとき」、これが

59.6%、それから「終わる見通しがつく仕事するとき」、これが42.6%、それから「周囲の協力が得られるとき」ということで39.7%であります。ということは、まずは教員に対して仕事に対して子供たちになるのだというようなところ、それからやりがいを感じることができるのだということの意味をやはり学校の中で校長先生からいろいろな形で指導してもらおうとか、または終わる見通しがつく、または周囲の協力が得られるといったような学校の組織体制、職員体制を改善してもらおうとか、そういったようなことをお願いしております。決してこのままでいいと、忙しくはないのだと、全部県や市や国で配慮していますということではございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） そうなのです。やっぱり先生方に余裕がないと、生徒に対しても余裕がない対応になってしまうと。もっときめ細かな指導をしたいのだけれども、それもできないというふうなこともきつとなっていると思うのです。先ほど壇上では、何か問題があった場合に、それが仕事の量としてプラスになって、さらに忙しくなっていくというふうな話をしましたが、何もないよりだったら、あったほうが子供たちは成長すると思えます、いろんなことを経験して。ただ、それを指導する、管理する学校または学校の先生たちに余裕がないと、それもなかなかうまくやれないと。ある程度のところで、もう終了してしまうようなことがあると、また違うような事例が発生するというふうな繰り返しになっていくと思うので、そのところはやっぱりある程度のゆとりがある現場ということを実現してもらえると、教育、指導にも力が入るのかなというふうなことを思っていますので、お伺いしたわけです。

もう一つ、これは壇上でも言いましたが、先生

の採用について、青森県が、県の教育委員会が採用すると思うのですが、最近私のところに聞こえてくるのは、先生の人数が少ないというのに関連してですが、むつ市出身の教員免許を持った、または教育関係の大学を終わった新卒の方が青森県に採用してもらえなくて、大都市圏に採用されるという例をよく聞きます。これも人の中央流動というふうに私は思っているのですが、お医者さんもそうですが、やはり県出身者をできるだけ多く優先して採用してあげるといっても、青森県の教育委員会がやることだと思いますが、私は必要だと思っていて、それが先生の採用のこともある意味定数が決まっているからとか、事務的に片づけられているのではないかというふうなことも思うところもありますし、講師を長年やらないと採用されないみたいな風潮も普通にあるのではないかなというふうなこともたまに感じる時があるのです。違うかも知れませんが、私の感想です。なので、できれば市の教育委員会から県の教育委員会のほうにも、やっぱりいろんな話をしていくべきだと思います。もっと細かく言うと、むつ市出身の方で大学を終わって学校の先生になりたいという希望をしても、ほとんどのなれないというふうなことになる、これは人材がどこかにまた行ってしまうというふうなことになりますので、ぜひそういう話も県に対してしてほしいというふうに思いますが、教育長、どうでしょう。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 高校の校長をしていたわけですが、その際に、このむつ市をむつ市出身の人たちが担っていかなければならないと。弁護士が足りない、お医者さんが足りないというときによそから連れてくるのではなくて、君たちがならなければならない。そして、子供たちも、君たちが教える、そういうむつ市出身の優秀で、しかも子

供たちのことを思う思いの持った先生をつくりたいのだということ子供たちに、生徒たちに訴えかけていましたけれども、生徒たちはそれに答えてくれて、戻ってきて今採用されている生徒もいますし、そして一生懸命頑張っている生徒もいるということで、そういう子供たちに訴え続けていくことも効果があるものだなというふうに考えているところであります。

ただ、議員のお知り合いの方はほかのところに行っているということでもありますので、そういう採用というのは県の教育委員会ではなかなかできないだろうとは思いますが、しかしこういう意見、希望がありますということについてはお話をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） いろいろありがとうございました。終わります。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月8日及び9日は休日のため休会とし、3月10日は、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時02分 散会